

199
2
34

愛媛面影

026036-001-1

199-34

愛媛面影

半井 忠見(碧梧庵) / 著

和1冊

M8

ADC-3679



愛媛面影

199

34

東 京 圖 書 館

五册	三五 一號	七架	地理類 函	和書門
----	----------	----	----------	-----

官許新鑄

愛媛えひめ媛ひめの面影おもかげ

全五冊

松山

共耕分社



東周館

故

履媛面影序

壘

柁原家藏

同。古者國有風土記之作。凡自山林川澤城府步邑神祠梵宇舊蹟勝壤。

以草木蟲魚之細莫不具備而悉載焉。蓋

先王圖治務政之厚可以觀也。歷世之久。或經兵燹。或罹水害。散佚泯亡。莫復殘。快臺簡之可以徵者矣。尚古之士其以無

憾乎。元和偃武之後。文運日凋。操觚之士。因
不之其人。而其所著述。大抵非高才強付會。
則恠妄虛誕。特慰婦人小子之心身。未
足以釋大方之憾也。甚則至俾名祠巨社。與
浮屠相混。其傷國體。失名實。以謬世俗
者。不可勝計也。其書益出。而其誤益多。皆
悅僉行。而其實愈亡。遂使不獲其孰為
潘德。孰為斌珙。安在其能徵往事也。吾

父半井。大人夙深悅之。公務之餘。博徵諸古
史舊典。苟及稗記野乘。拮据搜索。遂鳩
為五卷。前曰電媛面影。愛媛者謂伊豫
國。蓋取之守古云也。而其曰面影者。亦既
畧之義耳。將上之梓。命榮為序。榮不肖
何言。然前非可得辭也。乃受而謹讀之。
自夫山林川澤。城府市邑之所在。神祠梵
宇。舊蹟勝壤之所存。以至於名門右族。

所興與貢稅物產之出。具備而無遺。務
排牽強付會。恠焉。惡証之說。尊國
體。正名實。盡歸之。守精晰確切而後止
矣。注予。可以激也。大方之憾。亦以釋也。而其
璠璣與法。亦察然可辨。寫於戲。謂
之。今之風土記。亦不為証也。而於書之出。廢
祠。豈壞舉之。以為名區。勝地者有之矣。古
今。所以為名區。舊地。斥而不收者。亦不之

矣。或有招世俗之惑者。然。事之可
據者。則取之。理之不可逆者。則舍之。取
焉。舍焉。唯在事理之所存而已矣。若以
是。唯棄此書。亦大人之所不能辭也。
慶應三年丁卯十二月

不肖兒 平野榮季 榮謹撰



鱸

瓊書

驛

乃

國の中へ所を終るは正始と
を乃出と歌へるは正始と
官名の名字橋ひかりの正始と
了は正始の國も彼風紀は正始と
し名は正始の國も彼風紀は正始と

禁烟章程
一、凡屬荷蘭國領土內所有之烟土
均由荷蘭國政府專管
二、凡屬荷蘭國領土內所有之烟土
均不得運往他國
三、凡屬荷蘭國領土內所有之烟土
均不得運往中國
四、凡屬荷蘭國領土內所有之烟土
均不得運往日本
五、凡屬荷蘭國領土內所有之烟土
均不得運往暹羅
六、凡屬荷蘭國領土內所有之烟土
均不得運往印度
七、凡屬荷蘭國領土內所有之烟土
均不得運往爪哇
八、凡屬荷蘭國領土內所有之烟土
均不得運往蘇門答臘
九、凡屬荷蘭國領土內所有之烟土
均不得運往馬六甲
十、凡屬荷蘭國領土內所有之烟土
均不得運往檳榔嶼

海關章程
一、凡屬荷蘭國領土內所有之貨物
均須向海關申報
二、凡屬荷蘭國領土內所有之貨物
均須向海關繳納稅金
三、凡屬荷蘭國領土內所有之貨物
均須向海關領取執照
四、凡屬荷蘭國領土內所有之貨物
均須向海關領取單據
五、凡屬荷蘭國領土內所有之貨物
均須向海關領取清單
六、凡屬荷蘭國領土內所有之貨物
均須向海關領取清單
七、凡屬荷蘭國領土內所有之貨物
均須向海關領取清單
八、凡屬荷蘭國領土內所有之貨物
均須向海關領取清單
九、凡屬荷蘭國領土內所有之貨物
均須向海關領取清單
十、凡屬荷蘭國領土內所有之貨物
均須向海關領取清單

人 愛媛の面影
 何 愛媛の面影
 して 愛媛の面影
 考 愛媛の面影
 秘 愛媛の面影
 也 愛媛の面影
 不 愛媛の面影
 可 愛媛の面影

愛媛の面影序

異 國の面影
 愛 媛の面影
 御 代の面影
 之 國の面影
 皇 朝の面影
 皇 朝の面影

國のあはれいそむるは、
 あしやとく古風正記とて書き平餘巻
 有る諸國の山川神社名に舊蹟真調
 聲物等のあはれいそむるは、
 日まほしき書にをて傳ふたれ早く
 此のまほしき書にをて伊豫國をうらよ
 書物に傳ふるは、

しは、
 のあはれいそむるは、
 しは、
 のあはれいそむるは、
 しは、
 のあはれいそむるは、
 しは、
 のあはれいそむるは、

しん名しなるは古事記に於てハ
身元之ハ西四万七千餘國を
以て實之とて其名を
振くハ萬二千餘國を
毛て細く其名を
皇朝之ハ一は
ハ

日本天皇
皇朝之奉
天皇御
慶應二年七月五日

半井法橋書

...

愛媛面影總目錄

一卷

宇摩郡

新居郡

周布郡

桑村郡

二卷

越智郡

野間郡

三卷

風早郡

和氣郡

温泉郡

四卷

久米郡

伊豫郡

浮穴郡

喜多郡

五卷

宇和郡

宇和郡

宇和郡

引用書目

古事記	古事記傳	舊事紀	日本書紀
釋日本紀	續日本紀	日本後紀	續日本後紀
文德實錄	三代實錄	類聚國史	扶桑畧記
姓氏錄	逸文風土記	延喜式	今義解
公卿補任	江家次第	拾苾抄	日本紀畧
日本逸史	芳野拾遺	東齋隨筆	和名抄
神鳳抄	古今著聞集	民部帳	新抄格勅符
日本靈異記	新猿樂記	長寬勘文	五代一覽
本朝通鑑	東鑑	和漢三才圖會	和爾雅

宇和郡

宇和郡

平家物語

源平盛衰記

太平記

太平記綱目

前太平記

後太平記

南北太平記

陰德太平記

西國太平記

殘太平記

南海治亂記

豫章記

豫陽盛衰記

土佐軍記

河野家傳記

河野系圖

伊豫不動大系圖

伊豫大繪圖

河野家譜

清良記

宇和舊記

二十四社考

伊豫古城跡考

河野軍記

一宮記

玉禰

答問錄

三島緣起

武鑑

除邑錄

伊豫俚諺集

二名集

元武弘德明視錄

伊豫舊蹟考

西條名所跡集

小松邑誌

一柳家記錄

今治夜話

大日本史

日本外史

江戸名所圖會

北窓鎖談

源氏物語

同河海抄

和訓栞

集古十種

逸文風土記

萬葉集

同仙覺抄

同代匠記

同拾穗抄

同略解

後拾遺集

金葉集

詞花集

續古今集

新勅撰集

新千載集

續後撰集

玉葉集

新葉集

新撰六帖

六花集

夫木集

壬生集

山家集

明玉集

歌枕秋寐覺

名寄

伊豫名所歌

後堀川百首

草庵集

鷹鳥百首

歌仙傳

冠辭考

南郭文集

本草譯說

宸德見葉性論

元亨釋書

高僧傳

高僧傳卷之九

卷之九

伊豫國全圖



明治己巳仲春應
半井梧菴先生需
浪華翠茶堂半山結寓



圖中

伊豫國全圖

卷之九



吾等



吾等

吾等

拾叢抄曰伊豫上十四郡田萬四千八百二十五町

延喜式曰正稅公解各三十萬束大學寮料一萬束國分寺料四萬

束文珠會料二千束鑄錢司俸料二萬八千束修理池溝料三萬束救

急料八萬束俘囚料二萬束

按東西九七十里高四拾二萬九千六百六拾三石二斗五升八合

愛媛面影卷一

今治 半井法橋梧菴撰

宇摩郡

續日本紀高野卷曰神護景雲元年十月癸巳伊豫國宇摩郡人
九直オホシ直繼人獻錢百萬疋布一百端竹笠一百蓋稻二萬束ヲサツク授外從六
位下其父稻積外從五位下

和名抄鄉名

- 山田鄉
- 山口鄉
- 津根鄉
- 御井鄉
- 餘戶鄉

古此五郷ありて今ハ五拾一村ニ分ちり

余木村 三十九名余
古作豫岐 長湊村 廿七名余 川江村 千九百九名余 下分村 七百六名余

上分村 五百三名余 山井村 三百名 金川村 二百七十七名余 半田村 二百五十五名余

柴生村 百三十三名余 下川村 八十五名余 奥下山村 三百七十三名 領家村 百九十九名余

上山村 四百五十五名余 新瀬川村 六百五十五名余 馬立村 百八十八名 寒川村 百六十八名

岩原瀬村 八十八名余 鷹野山村 三百六十八名余 新宮村 百五十五名余 三角寺村 四百三十三名余

小川山村 七十六名 平野山村 四百六十八名 柏村 上下千二百三十三名余 妻鳥村 千三百三十二名余

村松村 四百六十三名余 中曾根村 六百九十九名余 三嶋村 九百七十三名余 中庄村 四百七十三名余

具定村 二百七十七名余 東寒川村 六百七十七名余 西寒川村 五百三十三名 土居村 六百八十八名余

大町村 六百一十一名余 尻尻村 九百九名余 五良野村 八百六十八名余 豊田村 四百九十九名余

長田村 三百四十九名余 野田村 三百九十二名余 津根村 千五百四十三名余 小林村 五百七十七名余

藤原村 四百五十五名余 中村 四百二十二名余 蕪崎村 千七十七名余 天満村 六百九十九名余

入野村 二百五十三名余 北野村 七百九十九名余 上野村 東田千二百三十六名余 畑野村 二百九十九名余

浦山村 三十八名 別子山村 三十五名 津根山村 三十三名

總高二萬千二百三拾三石壹斗三升壹合

○ 西行松

長湊村より西國に脚の時此松は信長公の廟前
に松のたけりしと云ふ

さきより
西行松
長湊村より西國に脚の時此松は信長公の廟前に松のたけりしと云ふ

西行松

本國院殿の西行松と詠
海いゝお今治夜話中

めくそのこし
さかへ松を
乃れいせ
ありおん
未女正定基



と詠ふは此の事なり豫陽盛衰記に云くたの松朽
くもは桂継くや松朽なり

按此松山家系に讚岐國より師のかりぬるはたの松朽

あはれは伊予の月いりてててててててててててて

くもは松山家の後世なり松山家の後世なり

と云ふは松山家の後世なり松山家の後世なり

松山家の後世なり松山家の後世なり

松山家の後世なり松山家の後世なり

橋島

和爾雅諸國名所は伊豫國といふ萬葉仙覺抄は伊豫國守摩郡

といふ事なり其の詳を二名集之新撰山或は橋島といふ

小松邑志は新居郡氷見村に岩岡といふ所を八幡宮とせり

此處を海とて其の処橋郷とては橋島といふ事

萬葉集卷七辟言歌寄衣

橋之島爾之居者河遠不曝縫之吾下衣

按代近記云橋島は大和橋寺なり是より第三卷日兵皇子薨玉

いへば後會人といふ事なり其の事なり

ねらふといふ事なり其の事なり

と誤て伊豫といふ事なり其の事なり

風土記の説を引く息長帯姫の御歌也といふ事なり

○川江

寛永の以一柳美作守直家朝臣の邑を多しと故有く播磨小野に移り
其の地を移盛る一在浜よして繁昌の地あり

除色録云二万八千六百石伊豫国河江邑及播磨小野邑一柳美
作守直家寛永十九年五月廿七日卒坐于養子之事同其年春
邑除殊賜播磨国小野邑一万石

按河野家傳記云美作守二万石内二万石豫州川上一万石播磨小
野と賜ふと云川江を舊ハ川上とも書ふと云ば川江城主

川上但馬守と云人の氏もはぐとよみらる

○川江城墟

川江城は在り一名佛殿城河野の族土居高郎左衛門義昌の城跡なり天
正の以川上但馬守住くと云古住居の名とて氏とすもの多し此川上
も舊ハ川のといと稱し今も依り川江を川のといふものあり

南海治乱記云河波ノ大西讃岐ノ羽床ハ累代大剛ノ者テ官方ニ在リ今
度頼春礼ヲ厚シテ將軍方ヘ招キ是ニ先陣ヲ頼テ豫州ヘ押寄土居三
郎左衛門ガ奮名河江城ヲ攻ル日頃義助ニ服從シ名恩顧ノ兵將土
居得能合田二宮日吉多田三宅高市等ノ兵將金谷修理大夫經氏ヲ
大將トシ西伊豫ノ兵船五百艘ニ取乘テ土居ガ後詰ノ為ニ海上ニ浮テ河
江ニ赴ク云々

元武弘徳明親録云頃ハ天正三年正月月中旬河馬路ノ城主大西備

中守源元武豫州佛殿山の城主川上但馬守追討の爲發向の用意
取とりとると

又云初々西備中守ハ兼く秋山内通あきやまのちうとしてるに謀くわだのと止とまして委すて連
一々いつも付けるに町やをすめて英えい軍ぐん百ひゃく騎きと没へ川江え城じやう下か近ちか馬ま
大おほのの門かど際せと周わり上かみ經へい兵へい急きゆう攻せう入いれば誰たれ有ありまさるのもとる

○村山神社

延喜式神名帳ニ伊豫国宇麻守郡村山神社名神大とあり伊社津
根村椿ねむら木き林りんとよほしませるをあらわせるに廿に四じゆ社しや考かうし大山やま積つみ命のみこと又また一いっ説せつ
大おほ己おの貴き命のみこと也なりとりてり

延喜式名神祭村山神社一座大山積神社一座野間神社一座河治美神

社一座已上伊豫

三代實録云貞觀九年二月五日乙亥授伊豫國從五位上村山神正五位下
同十二年八月廿八日戊申授伊豫國正五位下村山神正五位上

文德實録云仁壽三年六月甲戌以伊豫國村山神預於名神

按此神社ハ臨時祭式の名神祭ニ預れりとの官社くわんしやなれり也
性古ハ宮殿とてめさしたる嚴ごんしともさむらひのと千年せん比ひ久くとて地
てあらしむ焼失したるやり俚り諺げん集しゆに室永えい年ねん中ちゆう密みつ實じつ岳たけを掘出ひり

銅器類品どうきりゆうひんのりりとなりせめくいはる所物ものとて永とこく後世しよは傳て古
社しやのし證あかしとすまふる事とり

○新田明神社

愛媛県史 西景巻一

下山村に在り新田元中將義貞卿男元少將義宗朝臣の靈と祀
御社のうゝ御基所をたし之

社記云元少將武藏守義宗明德四年發出羽國而退于伊豫國住於

宇和郡猿ヶ山獄城應永元年移于温泉山及老年來此處而留焉同

十二年十一月五日行年七十有四歲而卒葬于此地云々天文十七年三

月十八日河野彈正少弼通直祭義宗義治兩將之靈贈号新田明神

按日本外史云正平廿三年七月義宗義治起兵越後上野典足利氏將

上杉能憲戰不克義宗死之於元少將實此國下河野氏寄給以

カクマツ

○三嶋明神社

三島村に立寄る社記云伊豫國宇麻郡大山積神社者養老四年庚申
四月越智玉澄依思願上柏村閑居遷祭所也毎年八月廿三日を
祭日とす仍て其所を三島と名く人家盛よして富家多し神之恩
頼よる者一神主高倉家河野通能朝臣の文書有其中

先達申越後守一社社務職一減の可有
遠の委。○ち支り合ひおほ

十一月廿日

通能判

高倉右衛門

○井河神社

井河村に立寄る俗に井河明神と云ふは河神と云ふ事

三代實錄云元慶八年十一月十七日授伊豫國正六位上井河神從五位下

按三代實錄載之此の井河神ハ何處ニ在リト知ルニ據ル
くハ此神のゆりともさるべし

○三角寺

三角寺村ニ在リ本尊十一面觀世音立像長六尺二寸の大佛多
空海你と傳へて堂左砌有三角壇上今有數圍老杉乃昔
大師修護摩之壇也依之世号三角寺と縁起見り國順
拜六十五番の札所也

按續日本紀聖武卷云天平十二年九月己亥勅四畿内七道諸國

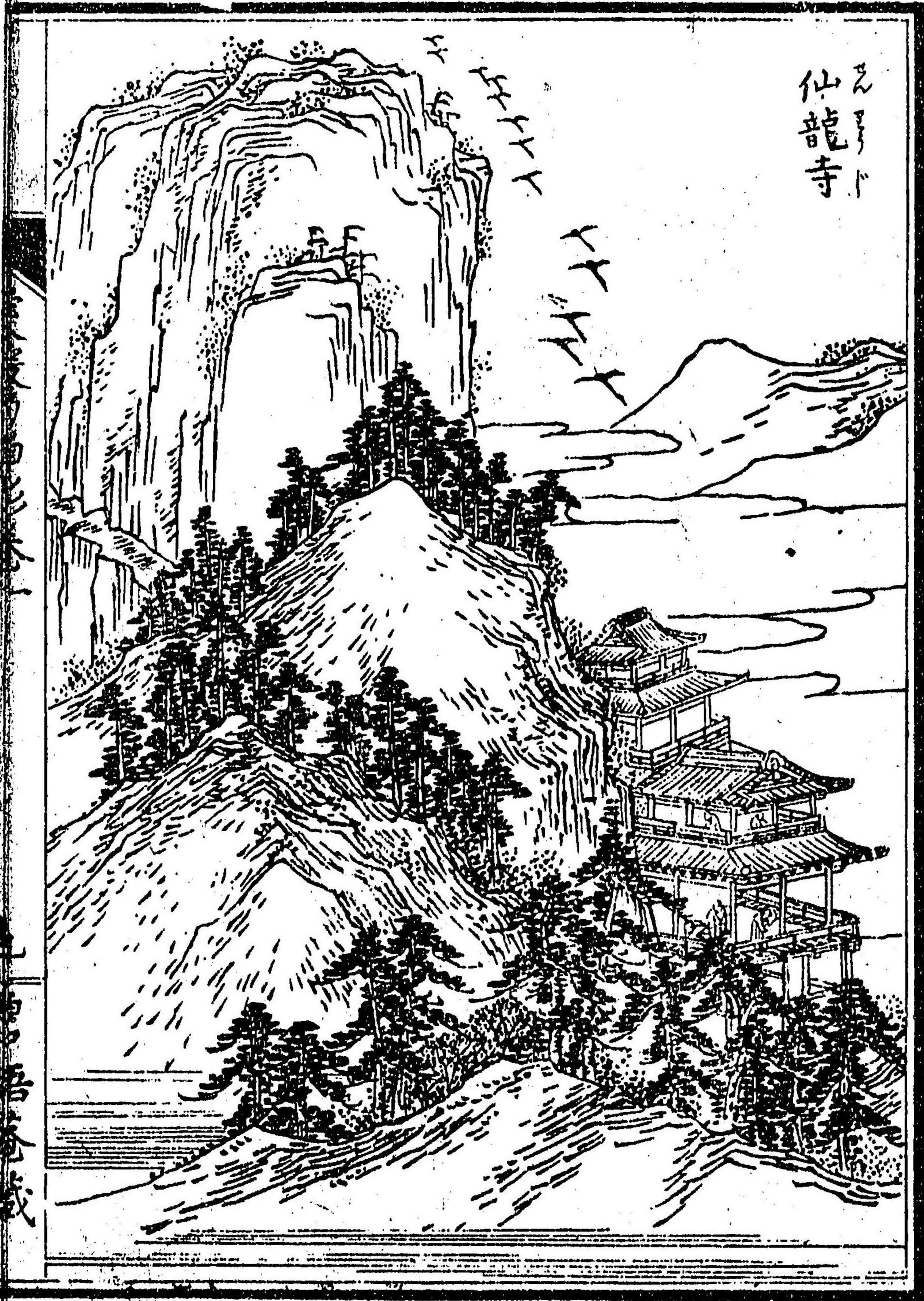
○仙龍寺

今國別造觀音菩薩像堂軀高七尺と云う疑之ハ此像もん
馬立村より奥院と名く空海四十二歳の時の像なりと云ふ傳
構下ハ樓閣仙境といふ也

○新宮渡

船渡り此川を粟下川と名く上ハ銅冶より流出る末ハ河波の古出川
又入古河より馬立村より出たり右末土佐國より此往還あり
此所より

續日本紀元正卷云養元二年五月庚子土佐國言公私使直指土佐而
其道經伊豫國行程迂遠山谷險難但河波國境出相接往還甚



仙龍寺



仙龍寺

仙龍寺

易請就此國以為通路許之

○春宮大明神

妻鳥村春宮と云所の山上に在り春宮とトウクウと訓ふ本東宮
よまうらやうあまー太宰率後と帥と改りて猶ウと云如相傳
輕太子と祭ると此山上即御墓所と云又新濱と云処東宮
石と名付り石より御船の着給ひ一跡ありと云

日本紀安康卷曰太子自死丁大前宿禰之家一云流伊豫國

按古史記は故其輕太子者流於伊豫湯也との處ハ湯字
必衍るべしとハ此太子同母妹輕大娘皇女と奸通の事は
よまうら皇女と流奉り一も湯の所也近きはまは一所

よまふなとよまうられまるとはま

○天満宮

天満村は在り菅公太宰府へ左遷の村此浦は着給りと云又木像
流家よりゆきおのりしと云此神と云はるるは天満村の名付
りあり

按此村は菅公太宰府よりと後此郡は屬りて一南海

治記に阿淡ノ兵船數百艘新居郡天満村に先満すと云

○宇摩寺

西上野村に在り新居宇摩郡の境にて古の宇摩と云
今此所を宇摩と云此辺松茸多し又此所の粟ハら及粟と云

一年よらなまをこしよふ一に名原よ思より宗祇法師の
新田よ谷のよとて粟よはぬとてと神のよとてたてた

○入野

入野村為多し 湧くも曠野よして松残りも尾花の風よあひく
や野のよき味よちこれ深しちか多し

万葉卷十 新古今

小男蒸の入野のすきよを系よつてあつち松よせん

主生集

誰よあつち入野の松よれきよはつちあつちよせん

△明和年中京より寄玉ふふ西條名は旧跡集よ中ふ

西園寺大納言貴季卿

よつち松よれきよはつちあつちよせん

豊岡治部少輔尚資朝臣

あつち松よれきよはつちあつちよせん

按名寄よ伊豫國名所よ守よれよ万葉集の被代通記

丹後國竹野郡納野よとて云冠群考よ山城乙訓郡入野

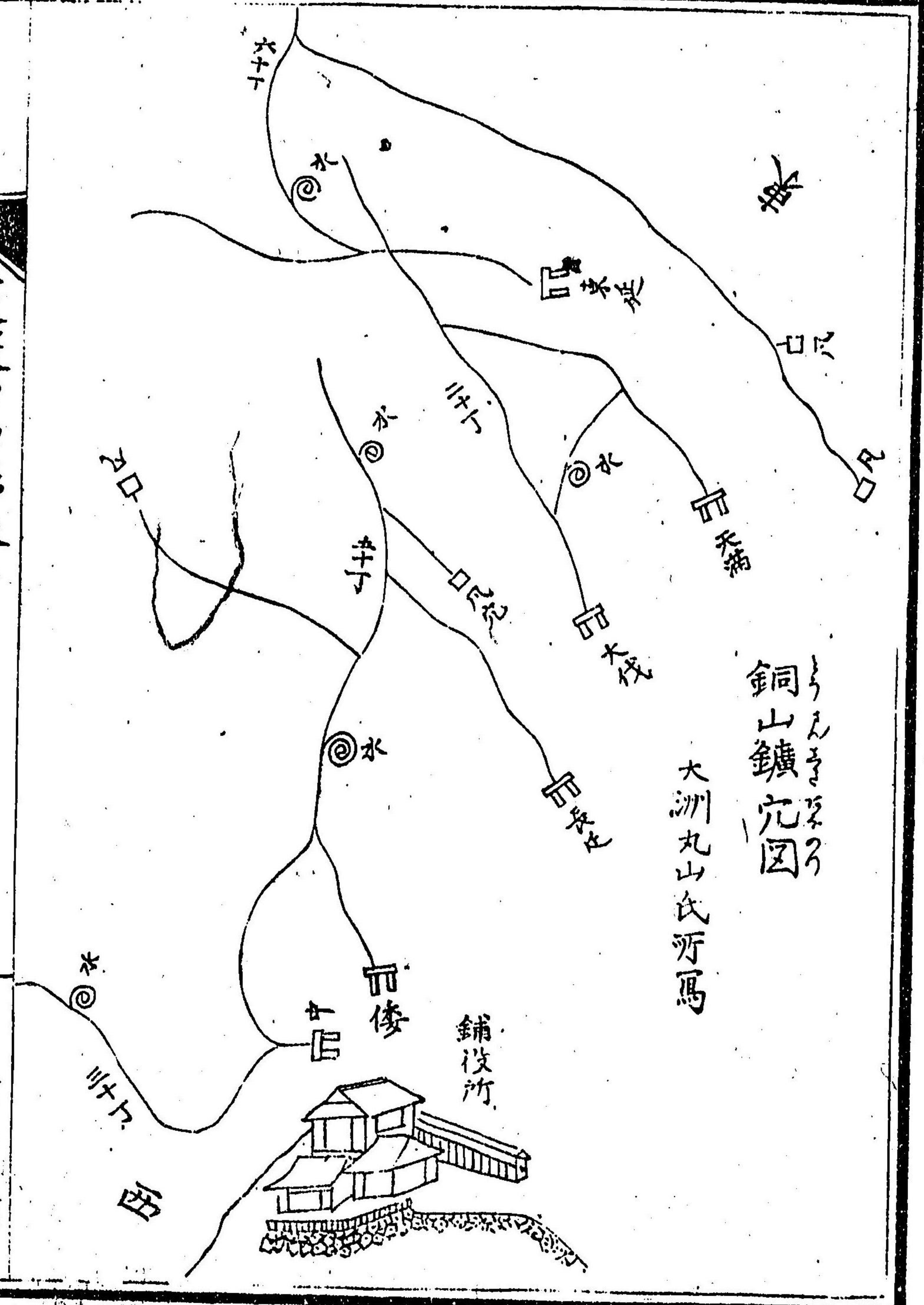
神社よ延喜式よつちよ因よ所よ入野の芒よよあつちよせん

あつちよせん

○銅山

別子山是名よあつちよ元禄四年より開發せり又新居郡立川山長谷よ

此の地は舊ハ一柳家の領地なりと後西條領となりて金子村人等開發
 せし他の後又公稱とて之を浪花住友某の支配とすなりと
 銅と含ら石と鉞と多く鉞を掘出す壙穴と鋪と又間符とも云ふ者
 内ノ村本と建てる穴の潰れを構と考へりお扱る符なり是ハ鋪内ニ
 水の溜ると流出はるゝ設るは又風廻間符なり此風の廻るは設
 るはより鋪内ハ多し暑夜のかく依く榮螺壳と鯨油とを綿とて火
 と熱く今此風廻穴は燈消とて火を消すは小屋と掘
 鋪内も掘出すは鉞とてなりしを今も掘く細く碎きとて火
 と之物を入く焼する鉞石千貫目より三百貫目より四五百貫目まで焼て
 日敷三千日より過く大氣の失らると夜ハ倉庫とて運くはるゝ



此本屋を焼く吹くと鉞吹く云吹くを鉞と云此鉞を鉞と吹くと真
吹くと南吹の吹くとハ銅千貫目出灰七千貫目餘と書す可

燒竈二百八拾枚 床屋丹五軒 鉞吹す其吹す

鉞石高より抽出すは一日凡四五千貫目鉞石一仕廻り千貫燒鉞四百八
拾貫目を以て一是を吹くとして此鉞五六拾貫目床尻銅九千貫目
より六七貫目あり云

真鉞一仕廻り鉞百貫目銅五六貫目を四拾貫目を以て云但鉞の
善悪よりして所より定す

續日本紀文武卷云大寶元年七月己酉伊豫國獻錫鑛

按大寶年中貢獻せ給鑛ハ何處より出りし事と云す

綿

此郡より多く綿を出す村松村より出物珠より上なるを外殖と云
甚多野間郡より八九王村より上品守伊豫郡郡中より出又多
しんと云す云

類聚國史百九十九珠 俗部葛翁桓武卷云延暦十九年四月庚辰以流来崑崙人斬資

綿種賜記伊淡路阿波讃岐伊豫土佐及太宰府等諸國殖之其法

先簡陽地沃壤掘之作穴深一寸象穴相去四尺乃洗種漬之令經一

宿明且殖之一穴四枚以土掩之以手按之每旦水灌常令潤澤待其生之

按和訓聚云大興子術義補自古中國所以為衣者絲麻葛褐者
而已宋元之間始傳木綿入中國より唐土より宋元の以始て外國

本朝の昔ハ賤者の服ハ必麻布を以て
 延曆年中此國に植を命じ綿の種植の法を傳へ故に種も
 天正永祿の頃再外國より渡来て今ハ萬民日用の要物
 新撰六帖の歌
 綿の種をまき
 人の柱を
 綿の種をまき

○新居郡

此古、神野郡と云ふこと嵯峨天皇の御諱と避て
 新居と改むる事諸書に見ゆ

類聚國史廿八卷云大同四年九月己巳改伊豫國神野郡為新居
 郡以觸上諱也 日本書紀同

文德實錄云嘉祥三年五月、故老相傳伊豫國神野郡昔有高僧名
 灼然稱為聖人有弟子名上仙住止山頂精進練行過於灼然諸鬼神等
 皆隨願指上仙嘗從容語所親禮越云我本在人間有同天子之尊多受
 快樂尔時作是一念我當來世得作天子我今出家常治禪病雖道
 餘習氣分猶殘我如為天子必以郡名為名字其年上仙終先是郡下
 橋里有孤獨姥号橋姬傾盡家產供養上仙上仙化去之後姬得

審問泣涕橫流云吾與和尚久為檀越願在來世俱會一處得相親近
 俄而嫗亦命終其後亦幾天皇誕生有乳母姓神野先朝之制每皇子
 生以乳母姓為之名焉故以神野為天皇諱後以郡名同天皇諱改為
 新居后時夫人号橘夫人所謂天皇之前身上仙是也橘嫗之後身夫
 人是也 日本靈異記灼然作寂仙橫峯寺有石山祠

按續日本紀卷六云古老相傳舊聞異事載于史籍言上當時佛道
 之信結ひ折れ故種種の怪事と真偽を不可分と妻載
 依るに因信すは是也

續日本紀高野卷云神護景雲三年四月伊豫國神野郡人加茂直入主等四
 人賜姓伊豫加茂朝臣

同孝謙卷云天平宝字二年三月壬午伊豫國神野郡人少初位上加茂
 直馬主等賜加茂伊豫朝臣姓

三代實錄云仁和二年十月廿三日戊戌伊豫國新居郡始置主政一員

○和名抄鄉名

- 新居鄉 ニキ
- 丹上鄉 ニウカミ
- 鳥山鄉 トリス
- 花鄉 ハナ
- 加茂鄉 カモ
- 神戶鄉 カヌヘ

按延喜式云凡諸國部内郡里等名并用二字必取嘉名と云は花
 郷ハ必主花郷の誤る云々文德實錄所謂橘里是也

昔ハ此六郷ありと後世五拾二村に分ちり

- 阿嶋村 阿嶋村 貞名余
- 大嶋村 大嶋村 菅名余
- 郷村 郷村 六百三十三名余
- 松神子村 松神子村 三百五十五名余

垣生村 百七十五

宇高村 六百七十五

澤津村 二百七十五

新須賀村 六百九十五

新居濱村 七百七十五

庄内村 七百七十五

下泉村 七百七十五

上泉村 六百七十五

船木村 四百七十五

東角野村 三百七十五

西角野村 三百七十五

種川村 六百七十五

立川山村 六百七十五

大永村 六百七十五

中村 六百七十五

金子村 六百七十五

萩生村 六百七十五

大生院村 六百七十五

半田村 六百七十五

上嶋山村 六百七十五

下嶋村 六百七十五

船屋村 六百七十五

流田村 六百七十五

永易村 六百七十五

明神木村 六百七十五

福武村 六百七十五

大町村 六百七十五

神拜村 六百七十五

朔市村 六百七十五

喜多川村 六百七十五

喜多濱村 六百七十五

樋口村 六百七十五

古川村 六百七十五

中西村 六百七十五

安知生村 六百七十五

西田村 六百七十五

洲之内村 六百七十五

中野村 六百七十五

藤野山村 六百七十五

千町山村 六百七十五

荒川山村 二百七十五

免野村 二百七十五

大保木村 二百七十五

坂本村 二百七十五

橋本村 六百七十五

野市村 六百七十五

西泉村 六百七十五

水見村 六百七十五

總高三萬六千八百八十三石八斗七升七合

○黒嶋神社

延喜式に新居郡黒嶋神社とあり御社は大嶋村の月黒嶋と云嶋と

其の此島よりセヨノハクヤクノ神名ニリをスルニ祭ノ所ハ伊豫

ノミヨシノ守或ハノ伊弉冉尊ヨリ

完戸大成舊蹟考云三代實録貞觀九年二月五日乙亥授伊豫國正

六位上浮嶋神從五位下ノ伊弉冉尊ノ子又ハ舊名浮島ノイニ

按式内郡は浮島神と云ふ黒島の二名あり

○八幡宮

宇高村よりなる源頼義朝臣伊豫守とて此國より下り給ひ時建王
より命り由二名集り見り

按豫章記系圖親經の所より頼義御國敷之時任彼命建立
八箇所八幡宮とて八幡宮も其内の二社あり

○新居濱

古大江浦と云銅山を出入の銅此山を船を浪花に送り又銅山運
はの穀物魚塩等より運送此山より馬を運ぶと云春の浦ハ朝暮等
新居濱の北に在る潮来とハ船を波に送り沙干とハ西より長き海
沿へて出る歩はを注来と云此島より新多し西の尾崎と船神宮
と馬場某の城あり

○御代島

新居濱の北に在る潮来とハ船を波に送り沙干とハ西より長き海
沿へて出る歩はを注来と云此島より新多し西の尾崎と船神宮
と馬場某の城あり

○生子山城墟

立川山に在る康暦元年河野の一族一條修理七百余騎を主筆
同年七月細川武藏入道常久讃州高松に整居の時所出讃三國の
勢四万余騎を催し當國に討入一番當城へ押寄せ攻戦し七日よ
て落城す此事後太平記に詳る也

○西條

愛媛の歴史 卷之七

河野益男其子實勝西條を居館とせり西條の御館と稱せり

河野家傳記云神戶城主七万石一柳監物直盛死期ノ願ニ依テ直重

ニ西條三万石ヲ賜フ云々直重病死長男監物直興二万五千石次男羊弥

五千石ヲ賜フ直興故有テ寛文五年七月廿九日領地被召上断絶ス

按一柳家記録云次男羊弥直興へ川江を五千石を分地寸後播州

移り二代目權之丞直増とせり

寛文中紀伊大納言宣頼卿の次男松平左京大夫頼純少将西條を賜

り居城とせり留置し一と併綿とせり敏原昌の一在所とせり

○風伯神社

西條城下朔日市村に在り風神と祭は

三代實錄云貞觀十七年三月廿九日壬子晦授伊豫國正六位上風伯神從

五位下

按舊蹟考云風伯ハ風早の誤又ハ風早神ハ風伯神と合祭と

云々續日本紀云奉幣於五畿内風伯其外諸書云風伯神と云

云々見ト風伯神ハ國分寺内に在り云々

玉井春枝云新抄格勅符に伊予國國分寺風伯神封一千四百二十戸

云々見ト風伯神ハ國分寺内に在り云々

云々見ト風伯神ハ國分寺の邊にあり神の有り事を云々

云々見ト風伯神ハ國分寺の邊にあり神の有り事を云々

一千四百二十戸ハ大封也風伯神の封戸ハ聞えず云々

猶後人の考とまつる

○伊曾乃神社

延喜式は新居郡伊曾乃神社名神大とあり御社八中野村に在り
二十四社考所祭天照皇大神也といふ

續日本紀稱德卷云天平神護二年夏四月甲辰伊豫國神野郡伊
曾乃神授從五位下亮神戸五烟

三代實錄云貞觀八年閏三月七日子伊豫國從四位上磯野神
授正四位下

同十二年八月廿八日戊申授正四位下伊豫國磯野神正四位上
同十七年三月廿九日子子晦授伊豫國正四位上磯野神從三位

類聚國史百三十一云天安八年閏三月壬子伊豫國從四位上磯野神伊豫村
神并預於名神

舊蹟考云磯野神社と申よりて祭神は天照大御神の或書よ
之らハの垂仁紀ナリノキに其祠立於伊勢國因興齋宮于五十鈴川上

是謂磯宮則天照大神始自天降之處也イソノミヤ磯宮イソノミヤと混傳マシを
曾乃神と天照大神と云々イソノミヤ磯宮ハ五十鈴宮イソノミヤと混傳マシを

磯宮イソノミヤハ云々イソノミヤ磯宮ハ五十鈴宮イソノミヤと混傳マシを
按奈イソノミヤは天照大神イソノミヤより何イソノミヤもられ伊曾乃神イソノミヤと云神イソノミヤあり

知イソノミヤ下イソノミヤは天照大神イソノミヤより四位五位と授給イソノミヤといはれる
鈴屋大人イソノミヤの答問録イソノミヤ云同イソノミヤ天照大御神イソノミヤと祭イソノミヤする社イソノミヤと云イソノミヤ必イソノミヤ也

伊勢同等ノ尊きより其社のほらりと後その神も
尊卑を位階と授けりその社の神へ授けらるる

○一宮大明神

金子村カネコに在り大山積神と祭正一位一宮大と六字の額を嵯峨帝の
宸筆と云三名集之此所昔奉幣使たり其跡は櫻を植
勅使櫻と名くと之を近世京より寄置りて

花園公慈郷

西宮の神にさるとるものひの春やひーらん

芝山持豊卿

らんや花のおゆけゆるいふ神のまゆやけ

慈光寺尚仲卿

らんや神のまゆやけゆるいふ神のまゆ

日本逸史考異云新居郡金子村大山祇神社有正一位一宮大明神八字
額是因被改郡名之議而嵯峨天皇弘仁年中所賜之宸筆額也國史
脱此事故記之以附于茲焉

河野軍記云新居玉男弟玉澄ノ威勢ヲ妬ニ心底深ク挾オクテ所有テ三島ノ
神慮ヲ憑トクシ或時宝藏ノ宸筆ノ額ヲ盜取テ私ニ社ヲ建立シ一宮大
明神ト崇ホトメ祭ルト云

按豫陽盛衰記云文武天皇三島ノ神徳ヲ深ク感シ思召レ日本總鎮守
正一位勅許セラレ我朝一州ノ一宮ト崇ホトメ玉ヒ忝カタチクモ御宸筆ヲ以テ一宮大

明神ノ勅額ヲ送ルルヲリテ其後貞觀二年より後四位下ニシテ
みよきは是より百六十年前正一位の勅額を賜ふりしものハ誤り
とみゆりしとハ一宮大明神トシテ此所ニ祭リハ玉男トシテ正一位の勅
額を賜りハ多ク嵯峨帝の御時より一ノ口ニシテ

○加茂川

石鉄山の後より流る漢ノ水落合々大河なる所此辺加茂郷也加茂
川ハ多ク一醉が嶮の上秋の彼岸を梁となぐ鮎と捕へ春は
簀と編て鮎と漢寸川上ハ堂山ヲ花紅葉と多ク植る
春秋の眺望主ぬ

○逆様川

免野山ニ在リ此山をすく南ハ少ク高く北ハ海を低き所なり
少く向い流る魚と此川の黒瀬より水免野山の西を遠
り又環て南に流るより逆様川と名づけれも一度南を向いて又西
を向いて南に流る東に加茂川に出る遠く少く流る順に帰す自然
此勢より西條名所旧蹟也

○瓶穴

黒瀬山板落川ニ在リ石ノ穴あり水入る瓶の形にして固て依り瓶穴
と名づけぬ十三三より流る云口の産物也より二ふなる深き四
ふよりと深し是出ぬの時石の急流に激せしを轉がうりて
のつ穴の穿しより流るすれもサ稀なる観物なり

東海道五十三次 三浦郡 三浦



東海道五十三次 三浦郡 三浦



○石の判

黒瀬の幅壹間餘の石は文字と彫刻の多きを神作と云はれ
山中にて俗に石の判と名

按文徳實録云故老相傳伊豫國神野郡昔有高僧名灼然稱
為聖人有弟子名上仙住立山頂精進練行過於灼然諸鬼神等
皆隨願指云此石蓋上仙の刻しものあり横峰寺に石仙の祠
あり名鉄山上に異一僧あり云はれは石仙即灼然と云上仙
又その弟子の師の志より専此石を以て異一僧あり

○不動瀧

黒瀬の山より下りたる瀧二十間あり其傍絶壁數十丈甚奇觀なり

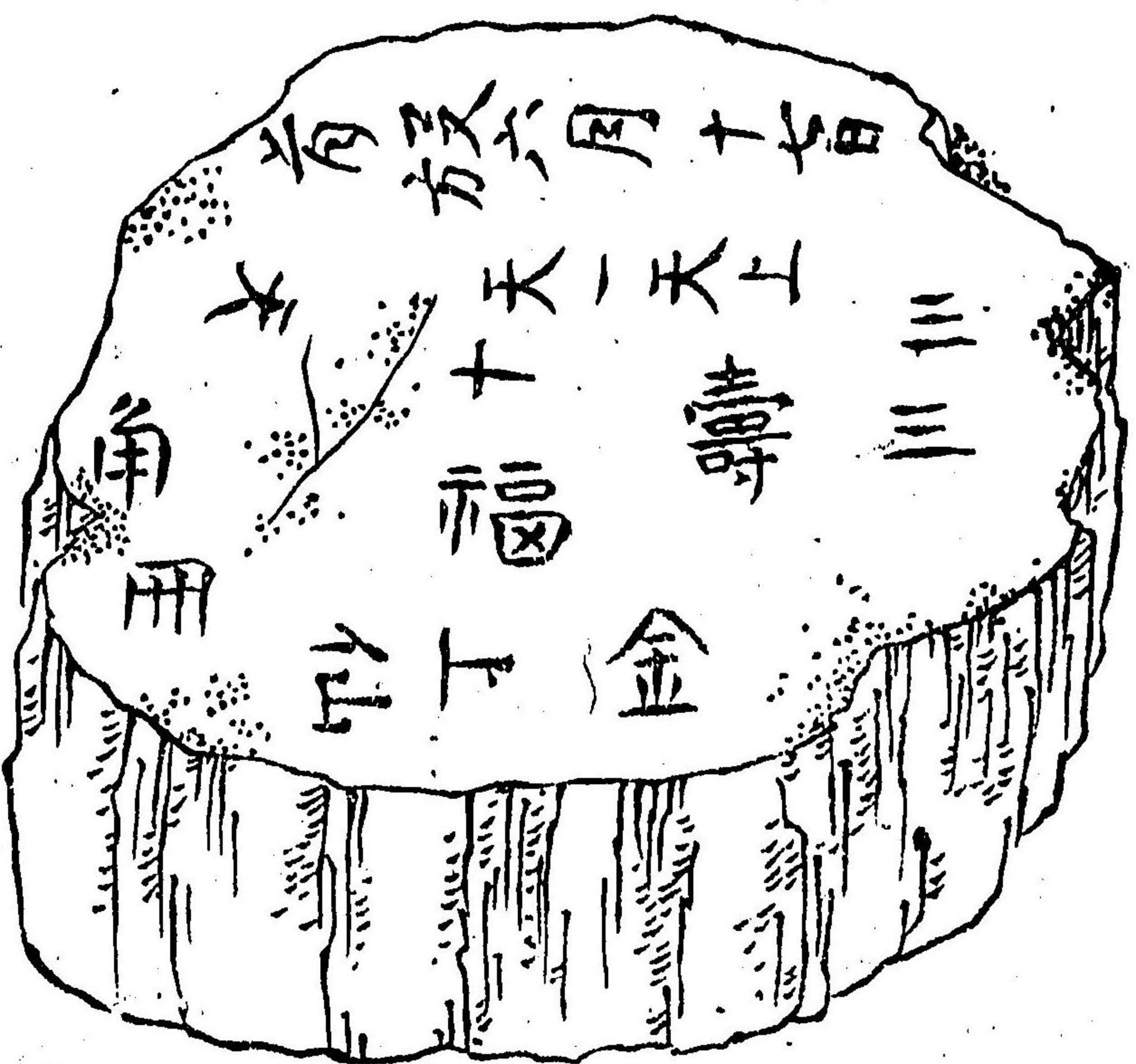
石の判



雨勢風飄木葉紛
夏醒忽憶遠山雲
上仙去今何處若
石長苗科斗文

按此書石の判の處は一
絶録に先録白

石長松菴主人



○大保木

石鉄山いそがしの北より大戸よりその横峰よこね青い出又前神寺まへのかみのりその大保木よりそのひびく此に茶と多く植く産業しご守固く茶の銘と大保木と云和漢三才圖會わんごんさんさいずゑに出く

豫章記云康永元年頼春大執勢テ石鉄山ノ麓大保木天河寺ニ陣ヲ被取ケルガ或時周布郡千丈カ原ニ打出テ河野ノ族ナセ人ナ死生ノ日ヲ取テ合戦シ一人モ不残討死シタリ云々

按千丈原と千町原とも書くと荒木由路云小松の邊と云うなり此の邊と云うは先彦入部さきのひこいりべの邊に給ひ初茶茶と切開きて小松とい名け給ひなりと云

○高尾山城壙

氷見村の南に在り高外木の出城とて高橋美濃守政輝と云人の城跡あとを麓より山頂迄半里ぐらゐ有嶮いそがし麓に里城と云所なり高橋政輝の石碑又忠士萬靈と題せる自然石の碑有此邊とて難戦苦闘の地と云陰徳太平記に見ゆす東に當りて城しろ原と云所なり今も武器の屑残りと掘出す事あり云

○吉祥寺

本尊毘沙門天空海作四國順拜六十三番札所也氷見村檜木寺と云寺有とて中古破壊して此寺と合せりと云

豫陽盛衰記曰去程ニ小早川隆景ハ高尾落城ノ其日ハ吉祥寺上ナル

往生が峰ニ登テ陣ヲ構ヘ高外樹ノ城ヲ見渡レ居玉フ云々
○保國寺

中野村に在リ本尊河彌陀如来行基作開山佛通禪師初天台宗を
リクと後ニ禪宗ニ改メト云寺内ニ石川備中守墓アリ天正の乱ニ
堂宇と云々め室物舊記悉ク焼失テ足利將軍尊氏公の御教書の
ニ今猶存セリ
縁起云開山此地ニ遊行す時ニ生子山城主一條城之介義次新居宇摩
二郡ニ一関と構テ非常と誠ニ新居關是也義次師の凡そ其處
見て関中ニ迎ヘ相携テ本城ニ歸んと寸城見坂ニ至テ詩歌の贈答
つて因テ其一行と歌詩和山と云々云々

○前神寺

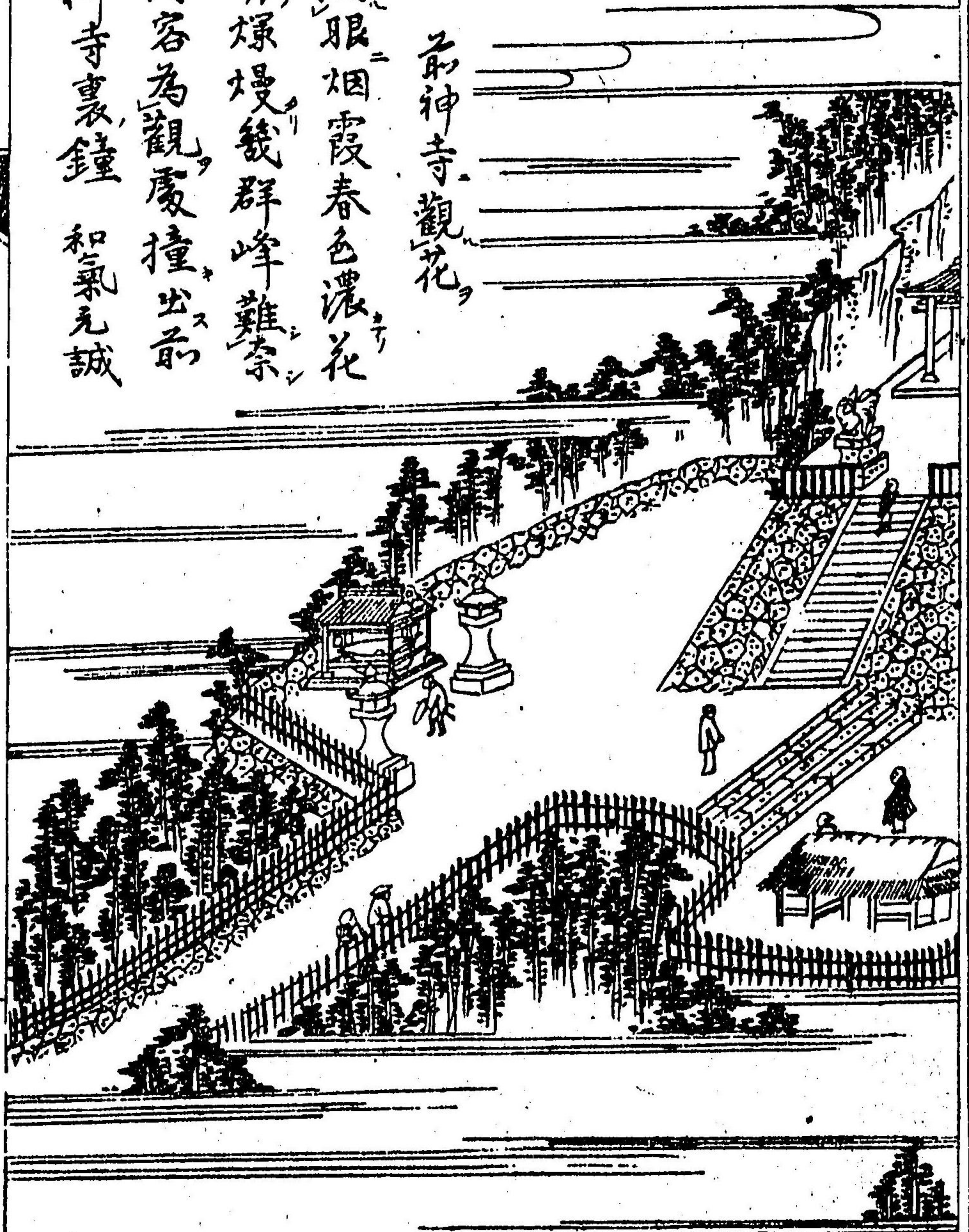
西泉村に在リ石土山上の神と寺内ニ遷奈云々云々前神寺ハ云々
本尊阿彌陀如来四國順拜四十四番札所也此寺櫻樹と多く
植莖ク花時の眺殊ニ云々石土權現祠東照宮神廟ハ舊ハ石
土權現の北ニ在リ奥ニ移リ今ハ山ニ據リ谷と帯ハ樹
木生茂ク云々神ハ云々云々

○温泉谷

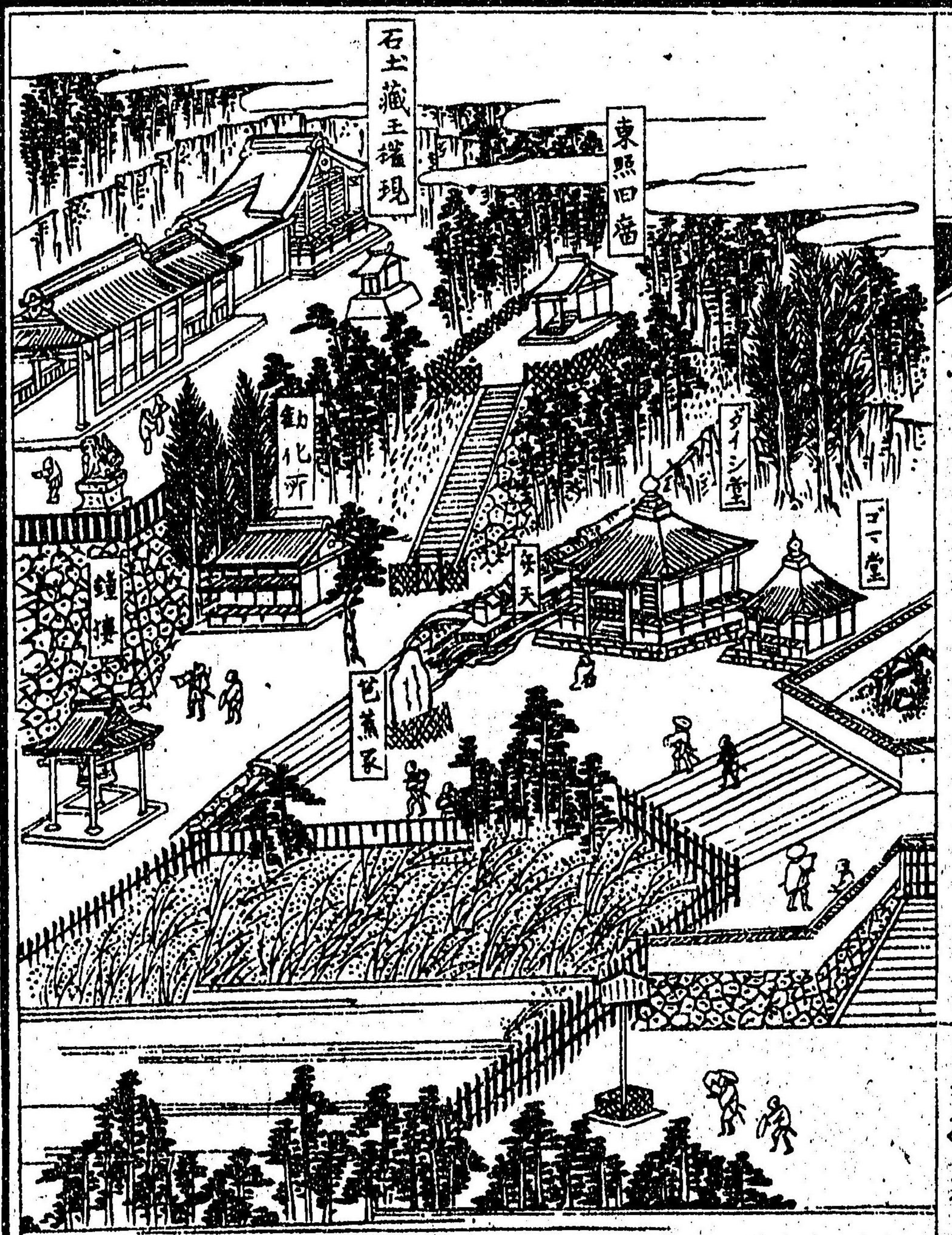
洲内村山崎ニ在リ穴の廣さ方三尺云々深ニ間の竿と下ハ
届カズ云々靈泉沸ク云々常ニ湧出ルニ鼻ハ硫黄氣ニ
下流ニ湯花と云々のり云々此泉と汲取テ浴スルニ疝氣腰痛又ハ小

温泉谷の記
十五

前神寺觀花
 滿眼烟霞春色濃
 花屏煥燦幾群峰
 難奈
 行客為觀屢
 撞出前
 神寺裏鐘
 和氣元誠



東照宮
 石上藏王權現
 東照四帝
 勤化所
 安天
 巴蘇天
 石上藏王權現
 東照四帝
 勤化所
 安天
 巴蘇天



石上藏王權現
 東照四帝
 勤化所
 安天
 巴蘇天

瘡を効りて冷しして温氣を火を用いたる
按冷硫泉の病効りて温泉を以て醫事と意らん
ものハ心を用し此事ハ宛見藥性論と詳る

越智郡鉦川村楠窪と云所又冷硫泉なり此泉も同し

○高崎城墟

洲内村に在る高外木と書む石川備中守の城跡也北麓より城まで
凡十四五町尾通りと屈曲して登ゆ嶮き山なり此辺城跡多然れ
も此城の如く廣大より備り者る

豫陽盛衰記曰諸軍勢高尾ノ出城ヲ挫キ此勢ヲ高崎城ヲ即時ニ乘
取ント勇進ヲ見エニ先陣伊我里川ニ着てハ後陣ハ八幡山白坪ニ到

テ尺寸ノ地ヲモ不餘朝日ニ兜ノ星ヲ輝シ家ノ旗ノ紋山山嵐ニ吹靡カセ雲霞ノ
如ク見エニ高崎ニ合儀シテ幼主虎竹ヲ土州へ落シ普代恩顧者七八
人ヲ供ニテ住馴レ高崎ヲ心細クテ洛せん諸又残し軍兵共各二圍ニ討死
ヲ相究メ城ニ火ヲカケ一騎モ不殘討出ん

○風穴

藤野石山村風透山中ニ在る穴ニテ所々分派大風穴小風穴と名く大の方
ハ穴六つ其内大者穴ハ横三尺高一尺八寸小者ハ長穴七寸より二尺四
五寸高一尺二三寸と云其形丸きり三角者ハ横長きり穴も
長ニ丈幅ニ丈余の大石集りて中ニ三十六穴形を現し夏五六月を
八月迄冷風吹出るの神の如く秋冷に至ると却て風歇冬ハ又温

風吹出づいづる嚴寒よも穴の邊ハ雪積ふ事ありと云

○金子城堰

金子村に在り長八八間幅三十間と云舊ハ金戸と書る
東鑑の中ハ伊豫御家人三十二人の内金戸源三入道俊恒法師の孫金子備後守元家と云の城跡あり天正年中金子傳兵衛基家と著無准の豪雄あり小早川の為ニ此城と討死しと云
土佐軍記ハ中國ヨリ毛利輝元小早川隆景吉川元春三万余騎ニ伊予ノ新居守麻子ニ着夫ヨリ毛利輝元伊豫ノ金子城へ押寄日教十一日ニ攻落シ男女撫切ニせん

○金子瓜

金子村古より甜瓜と出寸上品なるもの外新居郡甜瓜多し往古ハ帝王の御膳料とて貢獻せしと今ハ絶て此事あり

類聚國史三十三帝王部十三御膳桓武卷曰延暦十二年十月丁未傳相摸國獻

猶伊豫國獻瓜以路遠也

○白錫

大生院村大野山一川と云所より出寸上品なる俗ハ伊豫白錫と名く續日本紀文武卷曰大寶元年七月伊豫國獻白錫
同 乙酉伊豫國獻錫鑛

○周敷郡 ナホノシ 和名抄五布

續日本紀廢帝卷云天平宝字八年七月己酉伊與國周敷郡多治比連真國等十人賜姓周敷連

同十月己丑云々伊豫國人大初位下周敷連真國等二十一人賜姓周敷伊佐世利宿禰

延喜式兵部省諸國驛傳馬伊豫國傳馬大岡山北月近井周敷越智各五足

○和名抄鄉名

田野鄉 ノノノ

池田鄉 イノ

井出鄉 イノ

吉田鄉 ヨシノ

石井郷

神戶郷

餘戸郷

昔ハ此七郷多クシテ後ニ拾七村ニ分レリ

新屋敷村 千五百七

今在家村 千五百七

廣江村 千九百九

北條村 千八百七

玉津屋村 七百九

石田村 六百九

玉野江村 七百九

周敷村 千二百九

吉田村 六百九

北川村 六百九

南川村 六百九

妙口村 千七百九

大戸村 八百九

願蓮寺村 八百九

池田村 千九百九

今井村 千三百九

安井村 八百九

赤尾村 六百九

大郷村 六百九

千足山村 七百九

寺尾村 八百九

田野村 千九百九

長野村 千九百九

石經村 千九百九

志川村 八百九

湯屋村 八百九

鞍瀬山村 七百九

楠窪村 八百九

明河山村 八百九

来見村 八百九

高松村 八百九

久妙寺村 千九百九

河根村 三百八

関屋山村 八百九

臼坂山村 二百九

千原村 六百九

滑川村 百九

總高二萬千三百四拾二石五斗八升五合

伊豫高嶺

周敷郡ニ後身ニ東ハ新店ニ波ニ西ニ淳名郡ニ及ヘ今世ニ石鉄山ト

山ニ是ヲ此山ノ東南ハ土佐國長岡郡トシテ神名帳ニ所謂長岡郡石土

神社トシテ石鉄山ノ東南ノ禁ニ俗ニ是ト前神ト云山上ノ神ト興

院ト云此神名ハ古事記ニ次生石土毘古神註訓石云伊波ト云同

神ト云伊波都知ト云後世誤テイフクニシテ今世ニ土佐高嶺志ト

玉井春枝より横峯寺より正保五年本堂再建
 の棟札より石土山別當大願主権大僧都克賢敬白く見よ古八石土書
 一石の字一山密嶮くく太く神はびて此國內よ秀より高山也若後
 小角始く此の登り其後石仙と道人山踏を冥き絶頂よ神とを
 多し雪は五六月の頃消て八月のひより積もり毎年六月諸人登山
 するもの多し大戸よよは入口より林より九里八町なりと傳せしよ
 まはり守又大保本よりありもの萬葉集山邊赤人歌よ極此類
 伊豫能高嶺とよは是きまがれし一なるのりてを傳りて思ひ
 する所の傳者くはるるをいふとゆらるる幸とひくしや文久三年遠
 りしと傳ふ事よよはるるの何の記書寫て此の伝へん人の事とす



大保木の風景

大保木の風景

五月廿七日朝辰時より今治城と出立その時伴家と男成章越
 智通借後者一人午時より六軒家と云はるを昼飯食と出立別過り
 小松より更々升屋某の許に宿於廿八日晩に雨降れ定むぬる
 此は義経とて宿と立出網付山と云はるの山七十里よりして横
 寺より此山より干杵子餅を賣ふと云はるの山五町よりして
 鉄の鳥居より又下りの十町と云はる嶺より坂及び此坂を郷の坂と
 下りると六谷川に出流る流石の山よりいふより一高橋より馬を
 てどめつる多分橋を此河と板摺瀬と云く此橋を流る又此所の十
 五町よりより下黒川村に出此に山より谷物賣と云はる常住と云はる
 と此の山よりと云はる六谷と云はる山と云はる山と云はる山と云はる

やる事の對午刻よりを
 の時とすとすて

婦人の名をいふなり

廿九日曉をい出たより雨降りきたるは夜にいふよりいふより
 十二所よりより流りしものよりよりより二十丈よりよりいふより
 源一よりよりよりよりよりよりよりよりよりよりよりよりより
 里よりよりより常住よりよりよりよりよりよりよりよりより
 今ハよりよりよりよりよりよりよりよりよりよりよりよりより

寺の
 佛光寺
 佛光山

奥前神寺の岩坊は奥前神寺の北西に五町あり、
 一坂表白坂早鷹をさき、
 行者の夜明けを待たぬに
 所をいづくに、
 それより十町を越え、
 例の岩壁のきつさ、
 の壁のきつさ、
 も先づ、

奥前神寺の岩坊は奥前神寺の北西に五町あり、
 一坂表白坂早鷹をさき、
 行者の夜明けを待たぬに
 所をいづくに、
 それより十町を越え、
 例の岩壁のきつさ、
 の壁のきつさ、
 も先づ、

名もいかにあつたはらうとくやあつたはらうとく
 おのころけんふらうとくやあつたはらうとく
 よる一晴るも時八南に土佐海を東に讃岐路を阿波に航る
 山崎の風景をす北に安藝黄備の山に西に松山大洲宇和島を
 とくさゆとくあつたはらうとくやあつたはらうとく
 社に丑寅のころやうとく西東に四間を有る一まゝ石なる投重
 とくさゆとくあつたはらうとくやあつたはらうとく
 出に海ありあつたはらうとくやあつたはらうとく
 難き下りて夕未初とくやあつたはらうとく
 巧舟なるうとくやあつたはらうとく

○塔石

又元の鐘より下りて下りて危はらうとくやあつたはらうとく
 難き下りて夕未初とくやあつたはらうとく
 巧舟なるうとくやあつたはらうとく
 大石溪にほりて七層塔の形を大石に御塔とく
 之の鐘より夜明迄細き径あり是御塔の
 ありの條生きた踏むとくやあつたはらうとく
 廿五丈八尺周囲廿二百ありて石と積り積り如くはらうとく
 實に自然の物にて末細く長く秀く大風は吹倒さるる
 鬼工神造とくやあつたはらうとく

山崎の風景

天柱
即塔石



○横峰寺

千足山に在り本尊大日如來座像長三尺三寸行基作四國順拜拾
番札所あり大石鉄山に奉り置るは必此寺よりと云古石山と
号し後佛光山と改む石仙道人の開基とて第二世を光定と云
光定の風早郡人として文徳帝の寵遇を蒙りて傳燈大法師位を昇
せり

按文徳實錄云帝聞光定在山次負用絶乏別賜乞食衣袋濟
山中之急と云此山はすめお時の事と云

○高瀧

千足山の奥に在り此國第一の瀧と云れり人の常々遊ばぬ所と云

もの稀あり文化十四年神無月二日小松近藤篤山人此清く多し討お伴
へ荒本黙然のま記らるその中一

外山の峠より奥へ人跡なきを稀と杜人のまぢりされたるは、
此の本名もさうあるの爲に、あて足りぬるに、
峰よりさうなるに、棧の傍に、
いさす或は、
ら西へさうなるに、
す、
けんは、

棧の傍に、

是より、
な、
底の玉、
ふいと、
か、
との、
ふ、

つれなる波浪六七十丈の上二筋りく滝の二分よりさしと
成く雪の白くなるう巖の南に九二百丈のなるさし百三十四丈
とんよるゆき足のさし八ら百五拾百とひづりて頂二百丈の真一丈
字よ中ひすこ一低きゆふとさし流のさしはさるるさしとさし
ゆきさしゆきさしゆきさしゆきさしゆきさしゆきさしゆきさし
草のさしゆきさしゆきさしゆきさしゆきさしゆきさしゆきさし
面直ささるるさしゆきさしゆきさしゆきさしゆきさしゆきさし
幅五六十間とさしゆきさしゆきさしゆきさしゆきさしゆきさし
てさしゆきさしゆきさしゆきさしゆきさしゆきさしゆきさし

高哉皓々深哉瀑流一道碧落閑疑是源泉出月窟混々逸過

銀漢來晴天沃日光縹渺陰壑盪盪雲氣崑隗仙人漫擬水晶
箔。詞客脚踏竹根杯吾聞君子民父母行潦猶可以濯壘胡不
借天公兩斗挹此一洗人間埃

默翁

天川せせらるる水はさしゆきさしゆきさしゆきさしゆきさし
ゆきさしゆきさしゆきさしゆきさしゆきさしゆきさしゆきさし

○小松

領主一柳彦の屋館山は依り川とありて要害の二城郭あり

河野家傳記云神戸城主一柳直盛死期ノ願ニ依テ三男藏人直頼ニ
松一萬石ヲ賜フト夫より以來連綿としてお績し緒了越智姓を千年

以来祖先の舊領伊豫に居住し、此の地を領する。

○一宮

新屋敷村に在り、此の地は大國主神より、別當寶壽寺本尊
十二面觀世音國順拜六拾三番札所なり。

按三島明神と一州の一宮と崇ふ、伊豫陽盛衰記に見ゆ、
また外に一宮の所なきや、小松邑志云一國ノ一宮アリ一郡ノ
一宮アリ一郷ノ一宮アリ必しも當國ノ一宮ヲ云ニアラス必一郡一郷ノ宮
ヲ誤傳スルベシと云、或云出雲國一宮を勸請す。

○長福寺

北條村に在り、應長元年辛亥七月十四日河野通有卒法名號長福寺

殿道本大禪定門弘安五年壬午歲通有蒙古退治之時討死之士等
追福之為建立之と二名集ふなり。

按通有建立の寺号として法名と為るるべし。

○香園寺

南川村に在り、舊ハ新屋敷村大日と云ふ、此の地無本寺と稱する、
今の所に移し、もと云本尊大日如來長一尺二寸佛師春日作あり、此國
六十一番の順拜處なり。

○福岡八幡宮

今井村の田中ノ小山有り、四尾山と名くそのの上ニまをせ、縁起不詳
此山の麓ニ楠の大樹あり、中朽く空虛なり、その中に地藏の立像と

彫りも生木地藏と名く何人の所業をさしめしと云は俗に弘法大師の
作也と云傳ふ凡四國の習として奇しき事ハ皆大師の作と稱ふもの
多し因信ずるは是れ

○周敷神社

延喜式は桑村郡周敷神社と云是る舊蹟考云御社ハ周敷村
に在り俗に西宮と稱ふ祭神ハ秘訣ありて社家の外ハ傳ふことを
又桑村郡國安村ハ周布神社なりと云周布村を本社と云ふ
と云

廿四社考云在地未分明以周敷郡周敷村社為周敷神社者大誤也
按延喜式は桑村郡と云は後人此社の所在を疑ひ是等の論

出りしと云舊蹟考より云々實ハ此周敷村に在りしもの本社を以て
と云ふは周敷神社本ハ周敷郡周敷村より出らざるべし
郡郷ハ後ハ一郡と分て二郡と云或ハ隣郡に分入ありしもの
されハ舊ハ周敷郡とも桑村郡と隸し事有へしゆと云
つれはされハ彼此入交りしもの多しと云は周敷村を以て
別ハ桑村郡ハ周敷神社の所を以て理る猶郡郷の久々系
郡伊豫神社の所を以て論す

○花園の淵

安井村に在り龍神祠有て雨を祈る處を曰す時雨と稱ふ
淵は實出也ハ忽ち云々

○木葉石

我國木葉石と云は凡多、明河山より出、物尤奇品なり。此石の出處ハ
海上と云は、そと云は塩澁權現祠の祠前、一石有て、朝潮玉と云は
潮の満干なりと云傳へ、甜く試むと鹹味有り、由路のりき
西條藩士妻木某、紀州文士祇園南海へ一題と贈り、南海詩と作て
是と謝せり、且記文一篇有り、たよ録す

木葉石出豫州周布郡襄荷嶽崖之下、崖深千尺、土人維而斲、米是以
不可多獲、云其質頗粗、礪灰褐色、折之片、比皆挾木葉、大抵五六寸者、挾
葉三五枚、葉色栗殼、表裏相交、紋理井然、邊皆鋸齒、儼如繡、越葉
碎而燒之、有烟氣起、良可謂奇物也矣、按貝氏本草亦載之、云出奧信

木葉石

明河山産

幾片山風吹未乾却疑

玉砌帶霜殘生機萬

古不磨滅寄托雲根

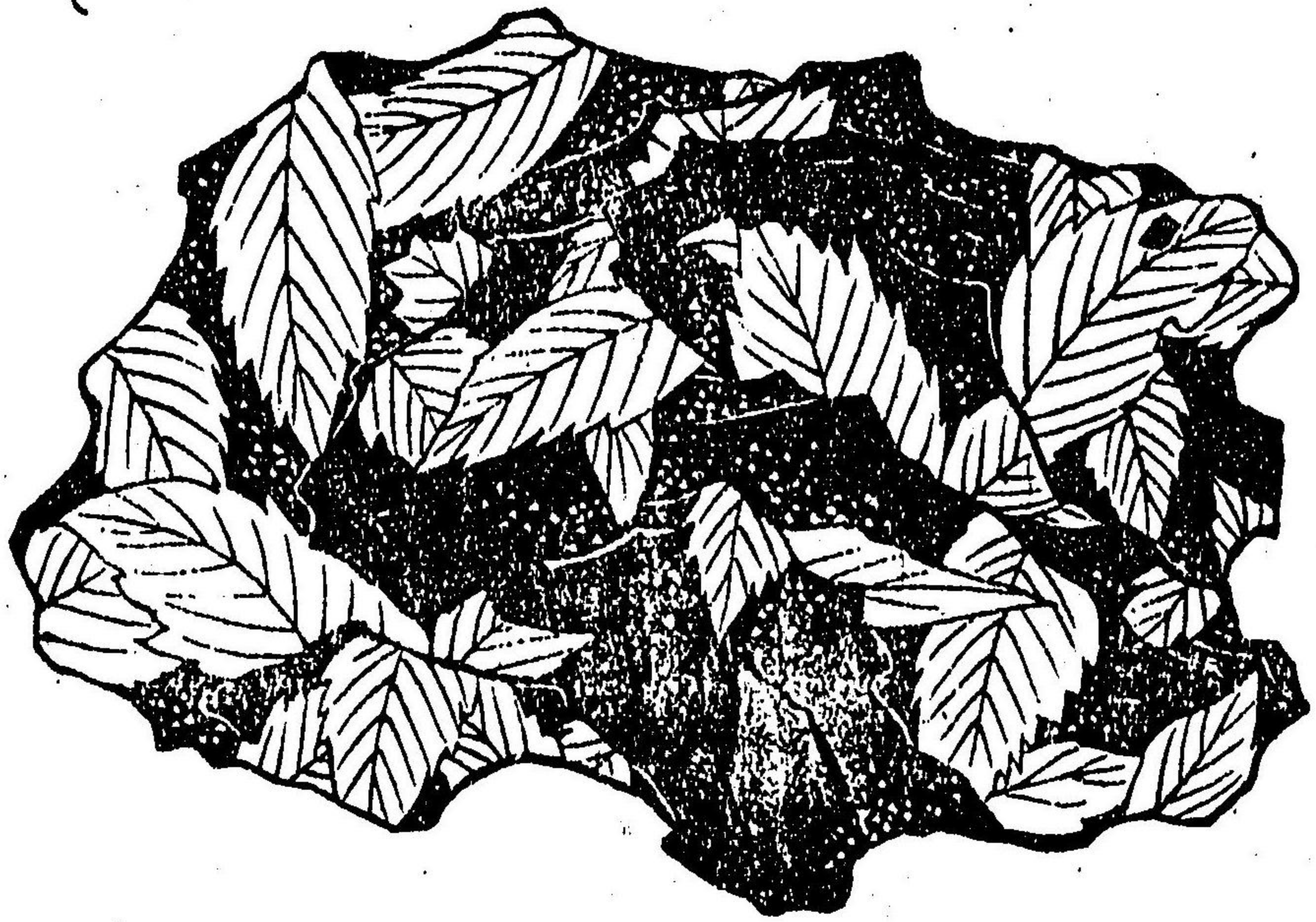
留與看 祇南海

木葉石を遠く石

人の賜ふは、大納言為村

好くもあつたの葉らの石

つとむすは命をく



諸州蓋花紋石之類不知其所言與豫州出者同異如何然其類花紋石者
恐不然蓋花紋石其紋自異非他物化成者李瀕湖所謂石芝石桂亦皆自
生者珊瑚海松之類耳若木葉石乃化成者非具其形而生想幽谷陰崖落
葉稠田堂土偶覆之久而土自凝結成石葉亦從而化耳其質雖已化形尚
依舊所以燒之有烟與其石蟬石蛇附石自化者其理同焉嗚呼造化之
妙不可測而其理固不可誣也非獨造化然人心亦然故王夷齊之風
頑自化庶結躄躄之黨介乃化盜一讓以化虞芮之爭一淑以化江漢之游
真人無為自化聖人所過乃化芝蘭鮑魚非變又是化猿鶴沙虫各從其
類伯玉六季之化孟子人竟舜之說豈吾欺哉予於木葉石也有感焉遂
書以歸之

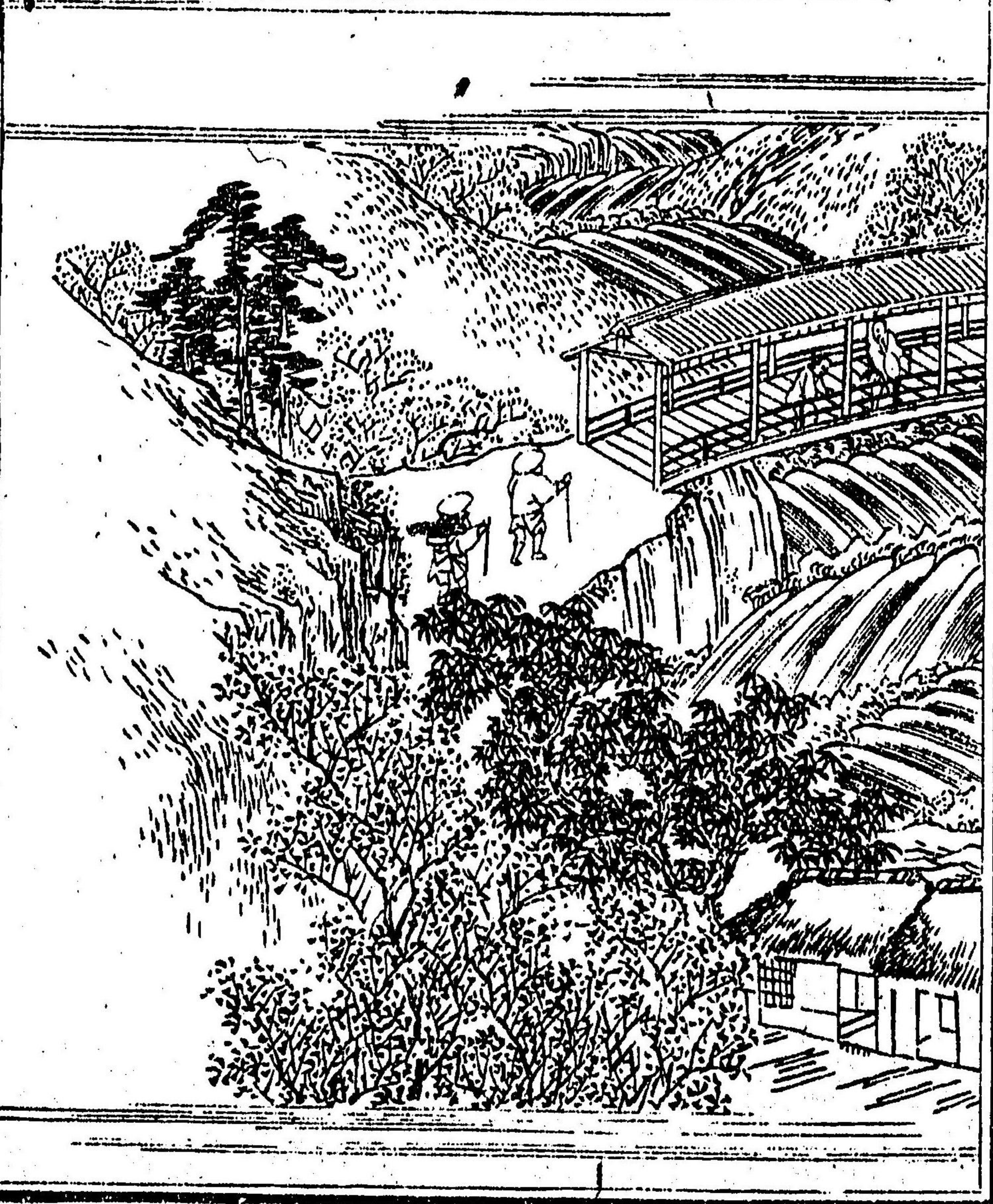
延享二年清明前一日

祇園阮瑜記

按此土必塩磐等の氣有て埋り木葉の久くして石質に化せ
俗々のありんか

○中山越

周布郡滑川に於て西久米郡に出入山道に中山越と名く此處櫻
樹多し因て俗に櫻三里と称す松山藩士矢野五郎右衛門と云人貞
享四年に松櫻の異木を植多し因て今に矢野櫻と云を溪川に
よひて棧道を造依風景殊よなり千原千場が嶽をよりり
眺望至深し文人墨客節を留むるあり又曙橋と名る復道あり
山城東福寺の通天橋に似たり



後後乃而山卷一

三三三三三三三三



中山越
暑橋

中山越

暑橋

○久妙寺

久妙寺何より本寺の觀音菩薩を以て本尊とせしめたりと云ふは
 古く著書に由りて西國を以て西國の御行の御所と云ふ南畝の
 本寺大菩薩運慶作られたる塔を破壊したる礎を以てして十二箇欄
 礎を御行の著書に著し奉り社是に石佛の大地瓦佛より造り又
 去歸記の空海法師像兩界曼荼羅の種子の空持の空
 海此寺に居たりて依り又弘法院と号す若寺領地田に運達し若
 らは乞食の十二坊有り也との記あり或は田畑と成りたる白松
 多し海のいへるえよとてまづいふ人多し

○勅使八幡宮

吉田村は在り陽成天皇元慶三年己亥六月廿日營田八幡宮勸請せり古八吉
 田八幡宮と称多しと村上天皇御宇石鉄山へ勅使の事有り又勅使下向
 の時當社へも參り龜有しと云ふも勅使八幡宮と名くと社記
 見

近藤紀序云世傳南北朝の時後村上天皇軍勢催促め勅使と
 して日野中將吉野殿より下向しむひと吉田郷を薨去しむひぬ
 され八日野中將の參り龜有し依て勅使八幡と名けり人々然
 也と社傳と異り也といふ

按吉田與隆寺西條九少將有資朝臣の願文等より考ふるに
 此説より考ふるに社記より村上天皇八恐く八後村上天皇を誤

鷹たけ 傳つたへり

○鷹たけ

石玉山昔も名鷹鳥と出ひ芳野拾遺も今上位は居る給ひ

伊豫國を馬助氏明の許より世々あるは

逸物ありて鷹たけ一とありて海つとありて見ゆ

鷹たけ百首は雀つぐ鷄けいとよみ候 定家郷

伊豫路ゆく大山づらひは峰の峰もあがむとありん

○桑村郡 久波幸良

和名抄郷名

籠田郷 御井郷 津宮郷

昔ハ此三郷ありて今ハ二十七村に分ちり

喜多堂村六百十石 壬生川村八百十石 新田村四百石 高田村五百石余

河原津村二百石 楠村九百十石 黒本村三百石 中村八百七十石余

圓海寺村三百三石余 明理川村二百九十石 桑村三百五十石 國安村千五百石余

新市村三百六十石 古田村九百十石 得能村六百石余 高知村七百八十石余

安用村八百六十石 石延村九百五十石 上市村九百五十石 宮内村四百石

大野村 百十九名余 福成寺村 百五十五名余 實報寺村 二百五十五名余 且上村 二百六十五名余

河内村 百五十五名 田瀧村 百五十五名 黒谷村 百七十七名

總高壹萬三千四百三拾四名壹斗三升二合

○ 佐々久神社

延喜式に桑村郡佐々久神社とありて御社ハ安用村佐々久山に立せざる所祭詳々守二十四社考云久與幾通疑佐々幾神社而祀仁徳天皇歟 沙之貴神社在近江國の蒲生郡

按佐々久志通佐々久山に立せざるよりて此山に神名ありて佐々久神と云く佐々久神のまをりて山名ありて佐々久山と云く

○ 布都神社

延喜式に桑村郡布都神社とありて御社ハ石延村に立せざる所詳々守二十四社考云或曰祀布都主命歟又曰武甕槌神謂武布都又豊布都也大和國城下郡富都神社同体歟舊蹟考に阿波國阿波郡建布都神社とありて同神ありと云く

三代實錄云天安二年九月廿日己酉授伊豫國正六位上布都神從五位下

○ 黒瀧神社

田瀧村の山中に在りて黒瀧権現と号く所祭熊野皇太神ありと云く 甚嶮しき山なり容易に登難し此社に宿すといハ夜半よりハ笛太鼓の音を聞近く聞くと越智通借ありと云く

春枝云新抄格勅符は停止黒滝神封二十烟 伊余國
右割神封物充祭断畢仍納件封還収下符民部省畢官宣承
知以前件帖如前官宣承知依件行之符到奉行延暦九年四月
廿二日と見と田滝村に立せぬ黒滝明神の御事をいふらん
按此社ハちく熊野より遷奉よりして石鳥居は天明の年号と
彫とろ神封十烟の社も覺えぬも誤り

○興隆寺

古田村山中に在り西山寺と名く又佛法山普門院と号し本尊千手觀音
并井八部衆と行基作也と云相武帝長岡宮より御心の時開基報
恩大師宮中に入て大悲心咒を唱せし不思議の靈驗有て御心忽平

愈りしれハ敷感の餘大伽藍と建立せし留る即幸生川津を創草
りし由縁起より分十二所権現三王堂三重塔をも有ると全志
破壊し一僅堂とあり吉田郷の内得能領寄進地と寺内東
西井町餘南北五町と願書と見と其外建長正平永正康暦の頃の繪旨
院宣願書證文等枚舉すと又鎌倉將軍の寄進状有

伊ら國西山寺縁起可被神天長地之報教退教少成成就
お茶の精誠はわが

延元四年十二月六日

大持ぬ

自澤寺

衆徒

興隆寺の古縁起

延元四年十二月六日

伊豫名山現まき
 日國城智於於もま打
 水田武百只打町亦代
 今寄ゆま迄 五山林
 竹本教名を伏少侍
 文治三年 ねた趣
 四月六日 為定人

太平記卷廿二云四條大納言隆資子
 息少將有資此國國司ニテ自去
 年在國セラル
 按前文有資朝臣の頼書あり
 筆痕絶妙僅ニ趣ヲ寫すの
 鎌倉將軍寄附狀
 紙中煤黒文字剥奪して謄寫
 するべ信ハ八百年物と縮寫
 してその概畧と云ふ

○由流岐橋

興隆寺門前在る所の橋と云和爾雅三才圖會等も載て伊豫國
 の名所寸深溪數十仞の上架しは渡る毎に動搖多しと云橋の
 名は負りたる一室海哥と云

みどりりる春はつるくゆまのそり
 秋ハ先あるを
 頼光

興隆寺所藏宝曆中常雅卿の文書有其文云

伊豫國由流宜橋往昔為詠歌之所在八雲御抄然所傳之歌
 非詠橋上之景唯詠櫺而用橋名一首載懷中抄橋今存於真

隆寺中

按新居郡福武村に歩行の土地の勤王の跡あり大やま田小やま田と名く是を由流岐橋と云ふは流岐の事

○世田城壙

楠村の山上に在り河野の本城四十一ヶ町の二よりて建武年中南朝の忠臣大館左馬助氏明朝臣此城を籠り南海治乱記云大館左馬助カ籠る世田城ヲ取詰讃岐國ノ住人藤橋伴ノ黨相共ニ是ヲ攻ル九月三日ノ曉大館左馬助城ヲ開テ打テ出力戦テ死ス岡部出羽守一秩モ比自戦死セ城ハ陷ニケリ是ヨリテ頼春國中ノ官方ヲ攻麻非ヶ河野カ罪アルヲ赦シテ本領ヲ還附シ兵ヲ引テ歸ル其行経由々シク

○聞ユ先

又云貞治二年二月頼之讚州笑原産ニ来ラ兵ヲ聚シ總兵二万人ヲ率テ一軍ニ分テ海陸二路ヨリ豫州ニ向ハシム云々細川頼之大兵ヲ發シ豫州ニ攻メ先世田山城ヲ圍ム河野通朝防戦シテ相守ル一數十日ニ至ル城中野ハ者出来テ通朝ヲ自殺セシメ世田山城陥ル夫ヨリ兵ヲ進テ湯城ニ在リ吉田山醫王院

世田城の南に在り俗に世田薬師と云醫王院有る依り又醫王山と名く本尊薬師堂の傍に大館左馬助氏明朝臣墓あり又殉死忠臣墓あり岡部出羽守忠重新海太郎貞廣同四郎貞秋同五郎貞行境即九衛門光重同十郎光行大田宗藏秀行小山田傳内定成中川三郎兵衛

駿王山
しんおうさん



駿王山風景

東海道名所

勢田城

葉師堂



東海道名所

勢田城

正頼末崎八郎定能中瀬次郎政道同三郎政光同六郎政信龜岡忠三郎
武元中山八郎高俊平塚金吾久光同七郎久行十七人曆應二年秋九月三
日一所殉死朝臣全其節也と俚諺集に見る近世碑と建せり平
安大館中務入道謙堂氏晴謹誌とあり○今稀梅村

○常石山城墟

得能村在元弘年中伊豫國官方土居次郎得能弥三郎常石山城
楯籠必時は長つ探題上野々時直中國へ押渡り其勢二万余
騎之系郡星岡陣々當城を攻んと謀り程は土居得能探題の陣
所は夜討せり六時直大敗て今治浦へ小舟を乗り主従六人希有の命
助て備後國へ押渡り夫より長門へ下り由太平記綱目に見る

○瑞岩寺

得能村在河野通吉の靈牌と安置せり法名瑞岩寺殿前備
中太守梅岑崇傳大禪定門と号す

○象森城墟

旦上村在マ櫛の伊賀入道嫡子肥後守兼久と之の城は天正七
年九月金子備後守元家不意ニ當城を攻討せり兼久遁て又伊賀
入道と共一川内善久寺へ落て忍び居る其時目見田十郎茂川新九衛
門城中に残りて討死せり翌天正八年五月十日兼氏兼久川内村金田
原より自殺せり

○觀念寺

上市村に在り大雄山と号す異山聖一團作の弟子鉄牛和尚を佛殿
 四四面本尊釋迦如来脇立文殊並普賢正觀音鉄牛和尚の木像有
 宝物は六井山入唐の時の加衣袈裟聖具鉢上四珠数北寺寺領寄進状墨
 画觀音摩利支天趙子昂の墨蹟尊氏將軍の御教書等あり又
 庭前は名木の梅り花一輪は實數多むと云ふ今寺田村
 ○實報寺
 寺内は櫻の天樹ありてその下に石のくまの石と評定とある村長とを
 報ちと名けり

○白井水
 楠村の道傍にあり清水の底に白と煙くも向より湧出候く名泉あり

此泉の邊に日光映しく五彩の石ありて大團圓と名けり
 法師の愚人と欺く事ありて固より是れ近世との傳は碑を
 立てり

愛媛面影卷一終

臺灣面影

二

館書圖京東			
五册	三五 一號	七架	別 地理 類
			和書門

東國

東國

愛媛面影卷二

故柳原家藏納本

今治

柳原家藏

半井法橋栞菴撰

○越智郡 子知

和名抄曰國府在越智郡行程上上日下日

舊事記五卷曰弟物部大小市連公小市直等祖

同國造本紀曰小市國造者輕島豐明朝御世物部連同祖大新川命孫

子致命定賜國造 子疑乎誤

按豫章記豫陽盛衰記等所謂小市御子云者小市國造小

致命者乎

續日本紀高野卷曰神護景雲元年二月庚子伊豫國越智郡大領外正
 七位下越智直飛鳥麻呂獻純二百三十疋錢一千二貫授外從五位下
 同六月辛巳伊豫國人白丁越智直國益授外從五位下以獻物也
 司桓武卷曰延曆十年正月甲午伊豫國越智郡人正六位上越智直廣
 川等五人言廣川等七世祖紀博世小治田朝御世被遣於伊豫國博世之
 孫忍人便娶越智直之女生在手庚午年之籍不尋本源誤從母
 姓自爾以來負越智直姓今廣川等幸屬皇朝開泰之運適值群品
 樂生之秋請依本姓欲賜紀臣許之
 三代實錄曰貞觀十三年十一月十三日乙酉伊豫國越智郡人外從五位下行直講
 越智直廣峰改本屆貫隸九京職

日本後紀曰延曆十八年八月癸巳伊豫國人從七位下越智直祖繼貫子九京
 姓氏錄曰九京神別越智直神饒速日命之後也

按豫章記豫陽盛衰記等孝靈天皇第三皇子彥狹島命之伊豫郡
 神崎庄下多入三島明神と祭之ありまよと小千御子と稱す世々
 此國の南々大山積神ははる今の越智氏と名者此子孫なる中と載り也
 越智氏の系因諸家皆此説を據りて古書に據りて信ずる國造
 本紀姓氏錄等と考ふる俗に小千御子と稱す越智國造乎致命して物部
 氏風早氏の月祖大新川命の孫とてハ饒速日命の後より著ササ社
 考云風早郡國津彥神社ハ饒速日命とありて是風早氏の始祖
 也ハ氏神とて多々ありて風早氏のるべ物部氏越智氏等の

仇を以て報んとすよのふらひんを以て下と臣と信
 ばらひの儀を以てしむるもやむを得ざるも皇國の習ひに因りて
 うるも皇國の姓氏を以て國を以てする聖徳の人の所も天日嗣は
 らざるも皇位を以て傳へるも一傳へ外夷の人の思ひに因りて
 是は姓氏の由りて上下の分定を以て故を以てば庶人の姓氏は
 皇位の子を以てしむるも異姓の子を以て養ふるも一傳へ令は無子者聽
 養四等以上親於昭穆合者としひ又名例律に違法養子者宜改正
 戸婚律に養異姓男者徒一年異姓與人子者笞五十を以てすや
 かくと近世姓氏の由りて撰に成りて今ハ主君の姓は何處よりや
 おの身は何人の末を以て思ひに因りて傳へるも一傳へ才を以て傳へ家

と續すもゆればは佛寺の後のや成りて先王の衆を
 多のるも守皇國の道も表りて遂に皇國の風俗もか移
 ぬるもハ恐るるも口實も餘りもなき

續日本後紀曰承和二年十月甲寅伊豫國越智郡人正六位上越智直
 廣成等七人改直賜宿禰

江次第曰伊豫國大目從七位上越智宿禰時任民部卿源朝臣永
 保二年給改小轉大

文德實錄曰嘉祥三年七月甲申伊豫國力田物部連道吉鴨部首
 福主等叙位一階道吉等傾盡私產賑贖窮民故有此意
 按鴨部首と云人鴨部卿とを以てするも

類聚國史百六十五下桓武卷曰延暦十年九月辛巳伊豫國獻白雀

授介從五位下高橋朝臣祖麻呂從五位上

按高橋朝臣高橋郷より出づ姓有らん

○和名抄郷名

朝倉郷

高市郷

櫻井郷

新谷郷

拜志郷

給理郷

高橋郷

鴨部郷

立花郷

日吉郷

昔此十郷多しと後世九拾七箇村に分れり

櫻井村七百七十余

國分村五百七十余

古國分村九十余

寺河原村五百七十余

拜志北村六百七十余

拜志上村六百七十余

長澤村五百七十余

長澤作村六百七十余

照村五百七十余

登畑村五百七十余

宮崎村五百七十余

鳥生村五百七十余

今治村三百七十余

大濱村二百七十余

石井村四百七十余

大新田村三百七十余

別宮村六百七十余

日吉村六百七十余

藏敷村三百七十余

郷村六百七十余

片山村三百七十余

八町村七百七十余

松木村三百七十余

中寺村六百七十余

高市村六百七十余

中村五百七十余

徳重村三百七十余

小泉村三百七十余

四村六百七十余

別名村四百七十余

町谷村六百七十余

八幡村六百七十余

高橋村六百七十余

小鴨部村五百七十余

大野村五百七十余

畑寺村六百七十余

朝倉上村六百七十余

同中村六百七十余

同下村六百七十余

高野村六百七十余

長谷村四百七十余

三及地村六百七十余

摺木村六百七十余

興和村六百七十余

鍋地村二百七十余

桂村二百七十余

龍岡村六百七十余

鉦川村六百七十余

葛谷村 二頁上石 御所村 七十三石 法界寺村 二百七十七石 新谷村 九百七石

古谷村 九百三十七石 内山村 別所村 二百六十七石 北浦村 百九十九石 伯方島 木浦村 百五十五石

伊方村 百四十五石 叶浦村 百一十石 有津村 二百三十五石 宮津村 三百五十五石 大島

仁江村 三百九十九石 沖友村 百五十五石 沖浦村 百五十五石 福田村 二百五十五石

余所國村 九百六十五石 早川村 三十三石 泊村 百三十五石 田浦村 三十五石

本庄村 三百六十五石 名村 五百六十五石 八幡新田 百七十五石 上内新田 棕名村 八十五石

卧間村 十二石 津島村 百一十石 弓削村 三百一十石 佐島村 九十五石

沖嶋村 百八十五石 大下村 六十七石 岡村 九十三石 正味村 八石 大島内

瀬戸村 百一十五石 三島 其崎村 百一十五石 井口村 八百一十五石 盛村 三百一十五石

肥海村 二百一十五石 大見村 四十二石 明日村 八十三石 宮浦村 三百一十五石

野江村 二百六十五石 上 其室村 百一十五石 口總村 百一十五石 浦戸村 四十五石

宗方村 百七十五石 上 生名村 六十石 島 岩城村 六百一十五石 島

總高三萬八千五百八拾四石五升九合

○國分山城墟

國府城是も興國中殿屋刑部卿四國の大將も當城に入給へり
其後天正の頃村上掃部武吉と云人河野家十八將の一人も此城に居住
せしが天正の乱も毛利氏旗下とありて禍を免れんと云其後又福島正
則當城と取立玉あり慶長年中藤堂彦全治築城の時當城の
礎と移し給ふると云山上に松樹と植えて遠境より望まば如堂

似因て俗に唐子山と名く四方石垣今猶存して古瓦影

豫陽盛衰記云延元五年義貞舎弟胎屋刑部卿義助ヲ吉野殿

リ西國大将ト四月廿三日今張ノ浦ニ着玉ヒテ當國越智郡國分城ニ

入玉フ

豫章記云福島元衛門大夫正則拾一万石湯月城居住後移國分城

以上十一年歿

○因云近き以村民覺治七藏兄弟母ト孝事多ク今治侯侯

賞て米苞若干賜りぬその後年饑て貧乏の甚一七藏也

城山の麓胎屋卿の墓より一町を東谷を掘く和同開珎の古

錢百とありを得りて人々傳聞て乞求り寛永錢二百と以一錢

換りてありて遂に母を養ふ事なりは是れ孝感

の致すゆゑに彼我ふと生るる埋んぬ二金の金を獲り

けん唐土の郭巨ト愧がらぬ

按元明天皇の朝より和銅と獲りて

即年號と和銅と改む因て錢と鑄

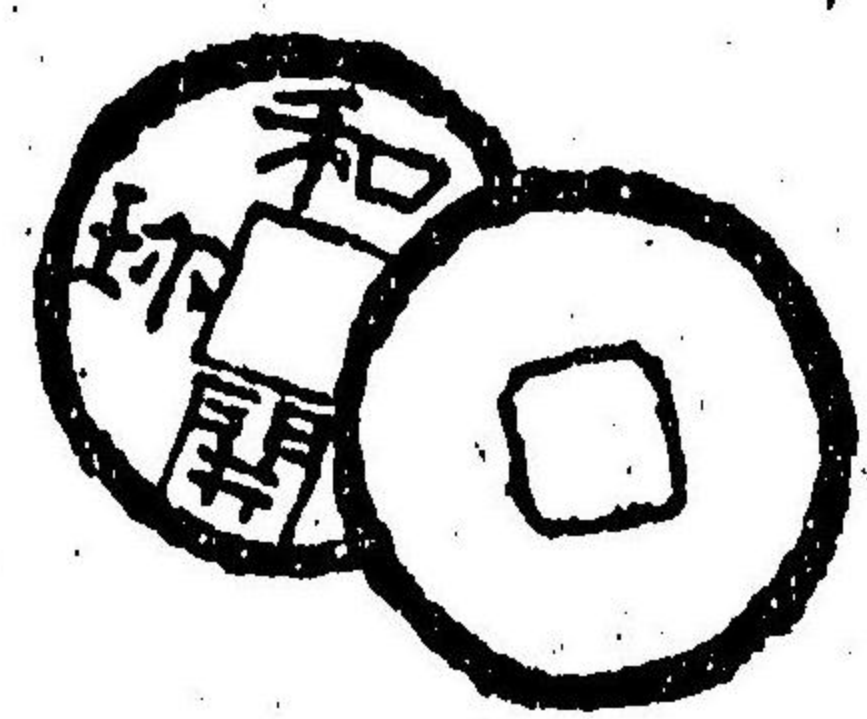
は玉へは我國銅錢の元始よりて已

千七百年と傳り珠玉は埋事

幾百年と傳り初然れも文字磨

滅せば眞の世寶なり

胎屋刑部卿墓



唐子山の西國分寺の東に當りて小高き丘上は在り墓碑の正面は
朕屋刑部卿源義助公神廟と有り傍に曆應三年辰五月十
一日卒と誌し有り

按朕屋卿は南朝の忠臣なり北朝の年号を用ひて寺興國
二年と書すはゆゑなり

國分寺舊記に寛文九年七月十日法印快政發願して町野彈右衛門
政負首藤又右衛門俊重再建せる由見らる其後江島長右衛門為
信石燈籠二基と建立し石玉垣と築く今治夜話より文士
寄り所の詩作數多一軸と有り國分寺は藏りて近世儒士佐伯惟忠
側し碑と立

朕屋卿贊

舉兵廟算

仗義速驅

桓桓雄武

可起懦夫

戰功籍甚

名與兄俱

病終南海

時予命予

此贊者益軒貝原氏八十餘而所作也余偶讀自娛集得之感
懷不能已焉因謀之於同志相與刻石以奉建于墓側云

文政己丑仲夏日

佐伯惟忠謹誌

△南海治乱記曰曆應二年九月北國ノ官軍破り義助越前ヲ去テ吉野ノ
皇居ニ參ス同三年義助四國西國ノ官兵大將軍ヲ給テ伊豫國へ下レ給
ヘ豫州ノ官方力ヲ得テ得能彈正少弼ヲ大將トシ大軍ヲ揚河野四郎通
朝カ居城河江ニ押寄テ圍ニテ河野守ルヲ得スレテ退參ス官軍大

將大館九馬助ヲ以是ヲ守シ河野ハ建武三年尊氏公西國ヲ攻麻那ヶ
 大軍ヲ揚テ上洛ノ時御方人トノ攻上リ西宮ニ於テ義貞ノ軍ヲ破シ忠戰ニ
 依テ伊豫守護職ニ補セシメ以來將軍方ニ故也河江城陷ルニ由テ河波、
 大西讚岐ノ羽床兼合ニテ國中ヲ備ス讚州十河十郎ニ谷八郎神内右衛門尉ヲ
 官方ニ服セシメシカ義助讚州ヘ攻入ントス然ルニ新田義助病ニカリ豫府ニ
 於テ卒去シトヘハ官方ニ服從シテ者共燈火ヲ消シテ暗夜ヲ欺ルカシメ
 按土俗相傳、鰐屋卿瘡ヲ受テ没スルニ由リ故ニ今世瘡ヲ疾者
 此廟ニ祈ル時ハ忽チ奇驗アリト云卿在世ハ兄弟身ヲ受テ國
 報シテも遂ニ恢復ノ力ヲ及ズト云卿ノ没スルハ實ニ氣運
 の衰ニ由リテ卿没ク五百年ノ久シクも此瘡ノ疾者

うき人心の向ふは實に誣るべき

○國分寺

國分村ニ在リ真言宗本尊藥師如來行基作四國順拜五拾九番札所也
 此寺本名、金光明寺ト云金光明寺ト云ル者ト後世金光山國分寺ト稱
 以ハ非ズ聖武天皇の御願ニ依テ天平十三年諸國ニ詔有テ國別
 ニ建立シ給ヒ一寺ヲ建ルバ國分寺トハリシ也
 續日本紀曰天平十九年十月乙卯詔曰朕以去天平十三年二月上嘗テ遍
 詔天下諸國國別令造金光明寺法華寺、
 同廢帝卷曰天平宝字四年六月乙丑天平應真仁正皇太后崩太后
 仁慈志在救物創建東大寺及天下國分寺者本太后之所勸也

國分金光明寺



庸子山

半山画



庸子山半山画

同孝謙卷曰天平勝寶八年十二月己亥伊豫國云々其六國國別領下
灌頂幡一具道場幡四十九首緋綱二條以充周忌御齋莊飭用子収
置金光明寺永為寺物隨事出用之

同高野卷曰神護景雲元年春正月己未勅畿内七道諸國一七間
各於國分金光明寺行吉祥天悔過之法

同聖武卷曰三千戶施入諸國國分寺以充造丈六佛像之料

續日本后紀仁明卷曰承和六年六月勅國分二寺建立自遠一則名為金
明護國寺一則名為法華滅罪寺先帝救世利物之法遠傳不朽者也
延喜式玄蕃云凡諸國國分二寺云々

按國別は金光明寺と法華寺との二箇寺と建を給ひて一國祇と

祈玉へ是を僧寺とすハ滅罪の為一也是を尼寺とす二寺
と合國分二寺といふも國分ハ國別と同一詞を國々
と意する此寺國別は存するを國分寺といひて實ハ寺号は
是れ國史に載て正一古寺の遺蹟也千歳の久きと經るゆゑ
或ハ兵火に燒失て今の存するもの佛躰ハ石ハ鐘とて各
り皆後世の物とて古寺の證とあるもの一但舊塔の跡
とて田中ハ大礎の残りもの當時の盛なり一世の治とて

○塔礎

國分寺と一町とを東の田中と云ふ礎り石の大は凡壹間四方と

圓柱の口を石の数十一即聖武天皇の勅命に依て造り七重塔の跡も長曾我部元親の爲に焼失し云々然も礎のハ今猶存して千有餘年と傳ふ

續日本紀聖武卷曰天平十三年三月乙巳詔宜令天下諸國各敬造七重塔二區并寫金光明最勝王經妙法蓮華經各十部朕又別擬寫金字金光明最勝王經每塔各令置一部所此異聖法之盛與天地而永流擁護之恩被幽明而恒滿其造塔之寺兼爲國花必擇好處實可長久近則不欲薰臭所及遠人則不欲勞報歸集國司等各宜務在嚴飾兼盡清潔近感諸天庶幾臨護布告遐邇令知朕意

○法華寺

伊豫國出作村農民堀地所得鏡圖

大和圖

藏未詳

集古十種銅器之部卷三

此圖を載りて國分寺

法華寺との間に出作村

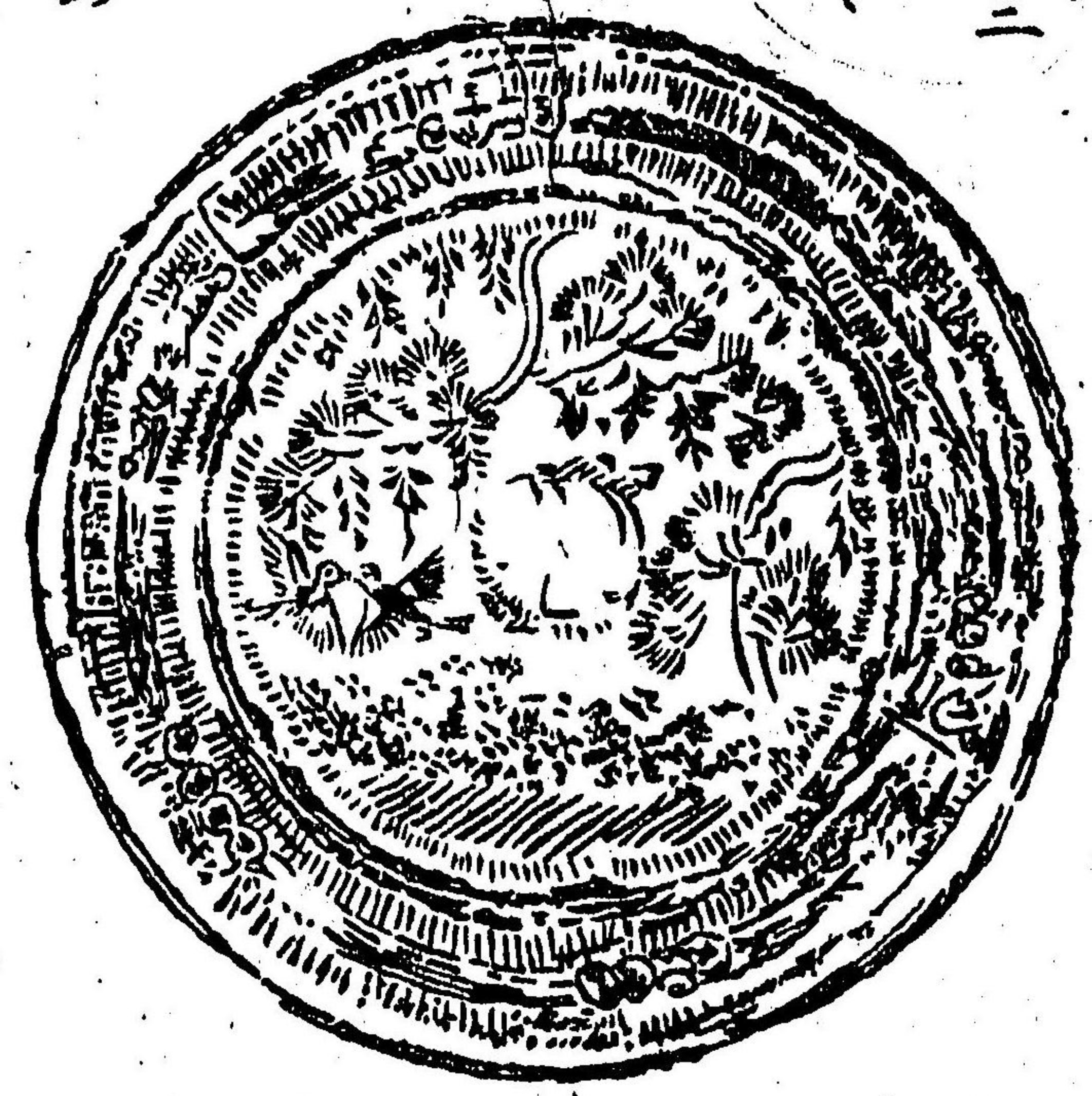
あり因て古老より尋

り知者る猶他所

も出作村との處に

いりて摸寫して後人の

考とす



半山画

櫻井村西の山際に在り聖武天皇の御願に依り天平年中天下諸國に詔
 有て建立せしむ玉ひ一國分二寺の二を此寺昔ハ尼寺と云ふ所の須
 古僧寺と云ふ所の兵火に燒失て寺の殘りも古の僧寺
 續日本紀聖武卷曰天平十三年三月乙巳詔每國僧寺施封五十戸水田十町
 尼寺水田十町僧寺必令有二十僧其寺名為金光明四天王護國之寺二十尼
 共寺名為法華滅罪之寺兩寺相去且受教戒若有懈者即須補滿其
 僧每月八日必應轉讀最勝王經每至月半誦戒羯磨呂每月六齋日公
 私不得漁獵殺生國司等宜加檢校

同孝謙卷曰天子室字二年夏六月戊戌初為令朝廷安寧天下恭平國別奉
 寫金剛般若經三十卷密直國分僧寺二十卷尼寺十卷恒副金光明最勝王

經并令轉讀

同廢帝卷曰天平室字五年六月庚申天下諸國洛於國分尼寺奉造

阿彌陀丈六像一軀胎侍菩薩像二軀

○網敷天満宮

櫻井村海濱の松原に在り志嶋と名く相傳菅公太宰帥之筑
 紫へ下り捨り時御船風波に漂ひて此處に着る平漁者有り有令
 網を敷くを扶奉りて網敷天満宮と云ふ此事豫陽盛衰
 記より外に考ふる一本ハ古國分村と櫻井村との境の松原を
 と近世又別は新の御社と海濱に造立せる宮殿の結構殊に麗
 後世神社の類敗るもの多し此御社のハ古に勝るものなり此

神之恩頼は依り村民の生業も榮行故る也

○拜志町

拜志郷に在る所の一在所を加藤左馬助喜朋朝臣の家老堀部主膳と
久住多より其屋敷跡今猶存也此處年貢免許状有て今も免許
地を其文云

拜志町屋敷地子之儀差置者也

元和五年

堀部主膳

十二月十二日

在判

○今治城

慶長年中藤堂侯國府城を移して築也此所より我實相院殿

美作守侍從定房公勢州長島より此城に移り此城を以て来りて
異姓と交ふ守二百有餘年連綿して相續して至る今治城は海
馬越村の邊より潮汐来往せしを以て築置たりて今治と名
し之古ハ今張と書しと後今治と改む治ハ紐の義なり山海も便
利を得舟車朝夕輻湊して最繁榮の地なり

或書云慶長五庚子歲藤堂和泉守高虎入部于豫州大洲城也同
七壬寅六月十一日始今治城普請同九甲辰年成就同十三戊申年和泉
守高虎所替于勢州今治城住藤堂宮内少輔寛永十二乙亥歲九
月二日宮内少輔伊賀國名張所替同年九月四日松平美作守定房
公今治拜志町看即日入城宮内少輔在城二十三年云



半山

大

山

馬

才

大

見

大日本列島全図



今

今治城
一名
吹揚城

大日本列島全図

按南海治乱記云河野ハ伊豫東北十郡ヲ領ス其要城ハ河江
世田湯月高外木烏帽子嶽帆柱柴尾松崎今治等也とい
る然れも藤堂侯の築玉以前今治ハ城の在事と聞
疑クハ國府城とし居る也

○大山積神社

延喜式云越智郡大山積神社名神大とい御社ハ三島宮浦ニ在リ
俗云三嶋明神云當國一宮是也二十四社考云所祭ハ三座一
中社ハ大山積神上社ハ雷神下社ハ高雷龍也とい

古事記傳卷五云今伊豫の海中ニ大ニ島ト云リ大ニ島大明神の社
也云々二名島ハ是也國人ハ信ラ守リ越智郡大野

神社云々唱へ謬も云々

按大ニ島ハ大三島の誤也大野神社ハ即大山積神社を字
摩郡も三島ト云リ因て此嶋ト大三島ト云る也
他國の事ト論クハ函菴此の多ク國人の説ト必ク信

日本書紀神代卷云伊弉諾尊拔劍斬河遇突智為三段其一段是為雷
神一段是為大山祇神一段是為高雷龍

釋日本紀云伊豫越智郡大山積神社俗稱三島明神伊豫國
風土記曰乎智郡御島坐神御名大山積神一名者和多志大神是神
者所顯難波高津宮御宇天皇御世此神自百濟國渡來坐而津國
御島坐云謂御島者津國御島名也

按二名集云伊豆國加茂郡三島神社撰津國寫下郡三嶋神社伊豫國越智郡大山積神社此三所共一神也又云伊豆三島明神者移伊豫三島以祭之トシテ又後太平記云伊豆國三島明神ト申ハ天神六代面足尊オモケルノミコトニテ御坐推古天皇御宇瑞正三年庚戌春伊豫國迫戸浦ハワライニ蓬萊方丈瀛洲三島浮ウカト明神忽現タマシテトナリ其後室龜六年乙卯自伊豫國此所ニ移レ至云ニト云是等の説ト据トモイ豆國三島ト云ハ伊豫國トモ移奉うつせりト云又伊豫國三島ハ撰津國元始もとトヤレ風土記ト百濟國ト渡来ト云ト云ハいづかの殘編んへんト云ト必かなら信まことト云ハ

續日本紀高野卷曰天平神護二年夏四月甲辰伊豫國越智郡大山積

神元授從四位下充神戶五烟新抄格勅符大山積神五戸伊豆天平神護二年五月三日符

續日本后紀卷六曰承和四年八月戊戌伊豫國從四位下大山積神預名神

三代實錄曰貞觀二年閏十月十八日壬戌進伊豫國從四位上大山積神階加從三位

同八年閏三月七日壬子進伊豫國從三位大山積神階加正三位

同十二年八月廿八日戊申授伊豫國正三位大山積神從二位

同十七年三月壬子晦授伊豫國從二位大山積神正二位

延喜式名神祭云村山神社一座大山積神社一座野間神社一座阿治美神社一座已上伊豫

後拾遺集神祇部

式部太輔資業伊豫守イヅモノミヤノミヤコ侍ウヂ多タ村ムラの國クニの島シマ明神アカミカミ東遊トウユウして奉ホウ

能ノ因イン法師ホウシ

うと清スミヤカ天アメの相アヒ衣ヒりりきてきてぬぬををもも神カミ也ナリ

金葉集第十

範國朝臣ノリクニノミヤコ具ツクして伊豫國イヅモノクニの海ウミよりよりくるくるはは正月トウヰツキよりより三月ミツキまでまで

よも雨アメの降フりりたたれればば萬代マンダイををそそももあありりはは新ニジ羅ラのノ神カミ也ナリ

もも守モモノミヤコ能ノ因イン法師ホウシよよもも一イツ宮ミヤよよももあありりはは雨アメのノ降フりりたたれればば

ててわわららむむなな

天アメの川カハ萬代マンダイををそそももあありりはは新ニジ羅ラのノ神カミ也ナリ

神カミ感カンりりてて大オホ雨アメ降フりりてて三日ミツヒ三ミ夜ヨややぶぶとと家ウチ有アルままええととすすんんかか

豫陽盛衰記曰文武天皇三島ノ神徳ヲ深感シ思召シ日本總鎮守正

一位ニ勅許セラレ我朝一宮ト崇玉ト云々御震筆ヲ以テ一宮大明

神ノ勅額ヲ送ラル

按一宮記イツミヤノキニ書カケしし伊豫國越智郡大山積神社イツモノクニノエチノノ郡ノオホヤマツキノシノヂととりりてて一國イツクニのノ一宮イツミヤ

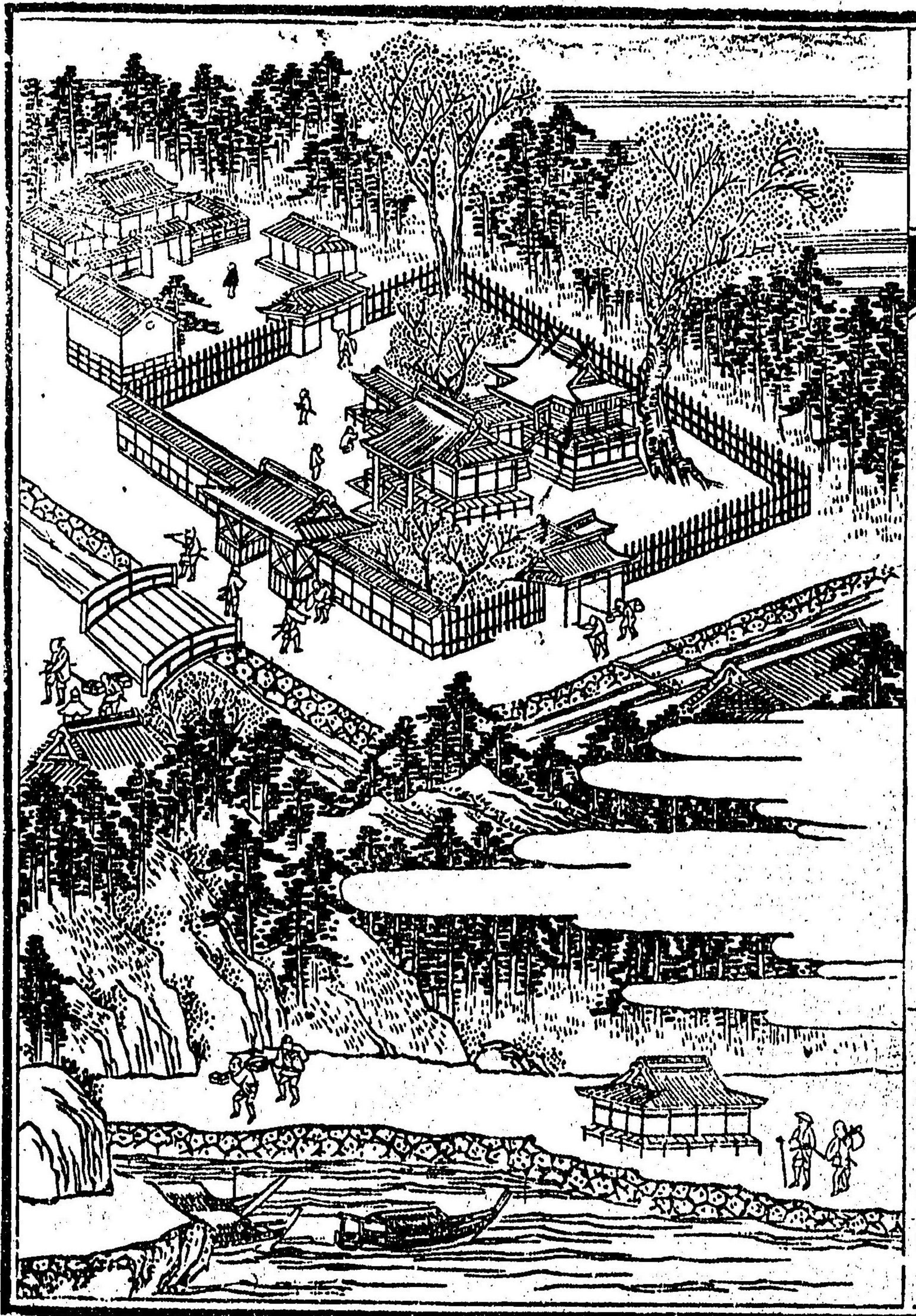
多タ事コト固カタ疑ウタガハシむむ一宮イツミヤとと唱ウタへへるる也ナリ小松邑誌コノマツノチにニ

一國一宮ノ如キハ古昔自ラ定ル所ニシテ比自古史ニ顯然トハ假令野人

ヲ欺ウソミミ天朝アメノミヤヲ誣ウソヘヘカカラスラス都ミヤコテ一宮記等ニ載ノルル所トハ悉シクク僭ケン稱センニシテ其

社司等シヤノシノミヤコノミヤコ已レガ奉仕ホウジ処トノ神明ノ尊ツギ慮リヨニモ協カチフフ可カラスラス可カ畏オソ事コト也ナリ

いいハ誠マコトニニテテももののままにに但レ貞觀二年シヤクワンニニハハ從ツ四シ位イニニ在アリリ是ナリ



大雪山積神社



よる百二十年を以て正一位を勅許せられたるに誤り
河野軍記より正一位の文字あり

○依理卿額

日本總鎮守大山積大明神の十二字を壁板二行に書しり參議藤
原佐理卿太宰大貳にて筑紫より下り玉ひりしにそと京へ歸り玉ひ
時風波に遇て三島に泊り玉ひりし夢に三島明神社の額を請給ふ
佐理卿覺て不思議の事と思ひ即書てよわきそと忽風や
波穩よりるをて艘を解給ふると云

大日本史依理傳曰罷大貳歸京師泊伊豫海岸風濤險惡數日不得
解艦一夜夢三島神來請書社榜依理敬諾及覺風恬波穩登岸

齋戒書榜而去自是書名益著於世

按豫陽盛衰記三島縁起等より依理卿伊豫守を下り玉ひり
時河野安國三島額を乞ふるゆりしを東齋隨筆其外諸書
載り所は皆太宰大貳を罷らんとて京に歸り玉ひりし時の事とせり
公卿補任より正曆二年任太宰大貳叙正三位止大貳と見ゆり
伊豫守の事あり

○寶物

三島縁起云順德院建曆二年壬申三月廿三日火災社殿總二十二箇所焼
失後堀川院貞應元年壬午正月朔日火災ニ依テ宮殿ヲ始宝庫不殘
燒失後醍醐天皇元亨二年壬戌正月十九日火災社壇ヲ始經藏ニ

至元七十一箇所焼失不漸少残ル所尤ノ如シ

長命富貴鏡 天智帝温泉三行幸時明神ヲ祭玉ヲ処ト云

鏡 一面 孝謙帝ノ寄玉ヒシ所ナリト云以上國集古十種出

大塔宮御太刀

小松内大臣太刀長力 國出集古十種以下多同

能登守教經弓

平重衡太刀

雜刀 一振 賴朝公ノ奉納ナリト云

鎧 一領 賴家公ノ奉納ナリト云

源義經鎧

佐藤忠信太刀

武藏坊辨慶長刀

和田義盛盛服

河野親經兜

河野通信兜

同 白旗

同 錦直垂

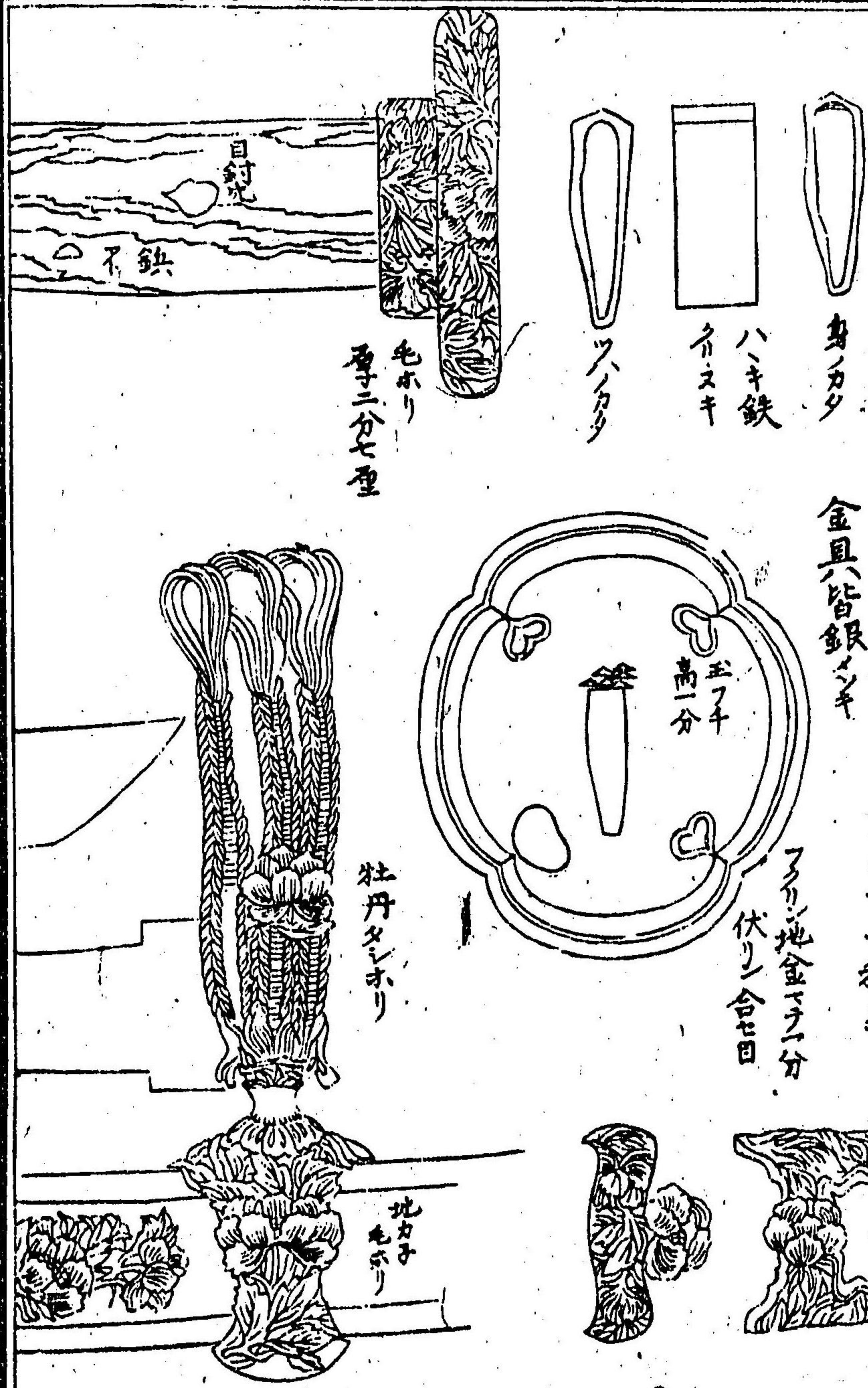
同 鎧袖

淺利與市箆 國出集古十種

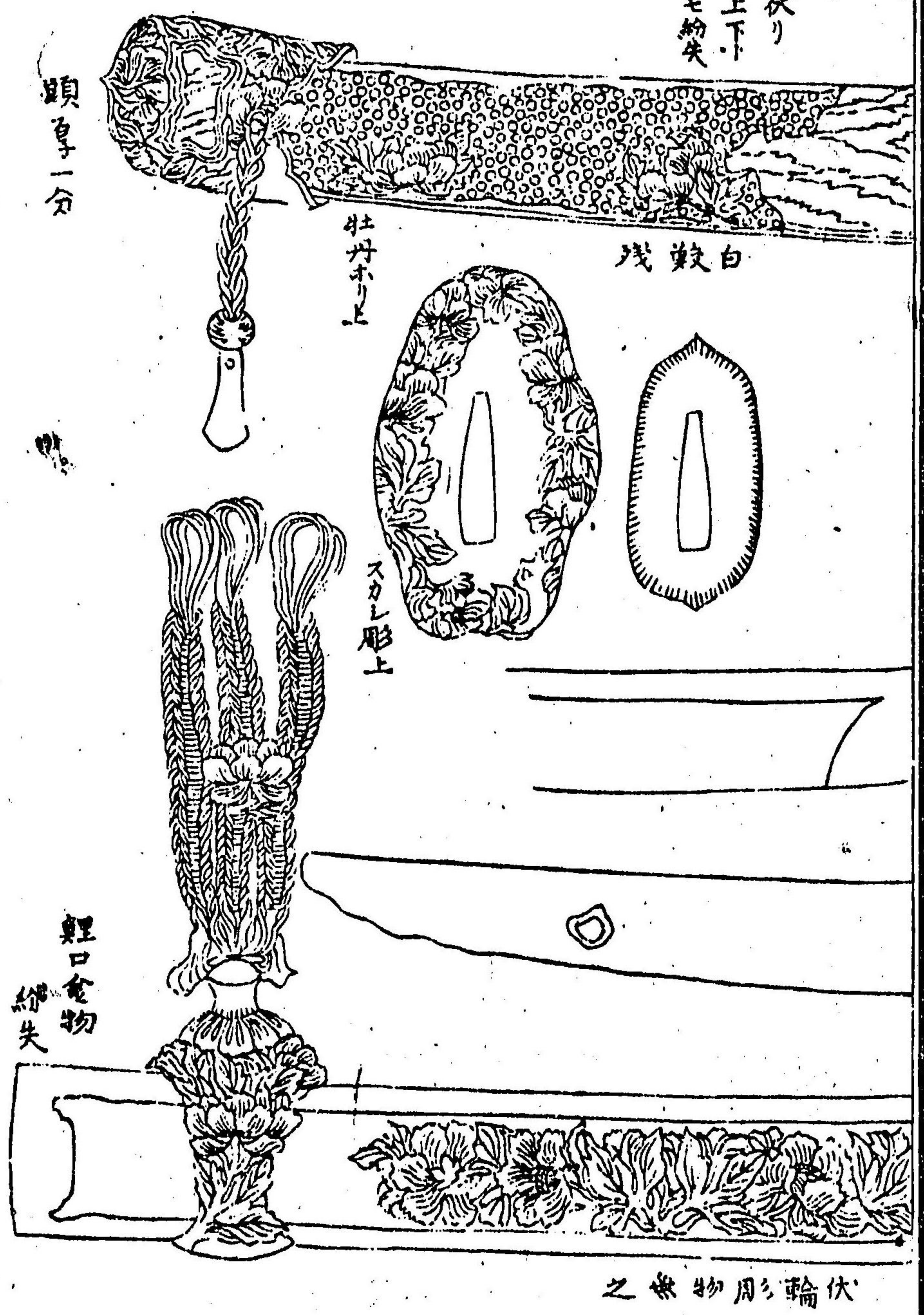
來國光刀 二尺五寸 七百貫折紙 松山少將定英公ノ奉納

伊豫國三島社藏大塔宮所納太刀金具圖

集古十種縮寫



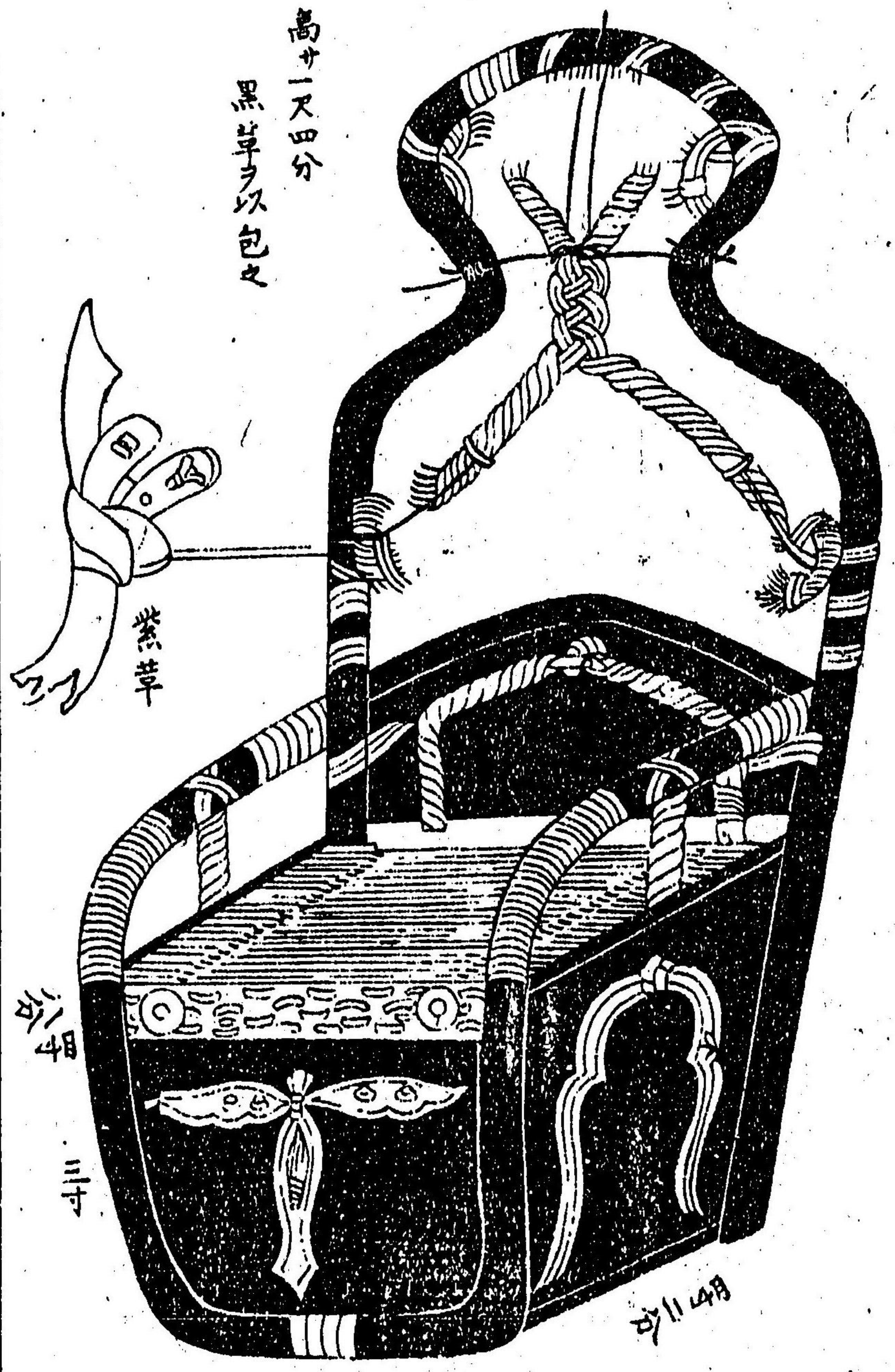
伏リ
上下
毛物失



伊豫國三島社藏

大塔宮所納太刀金具圖

同藏和田小太郎殿圖 集古十種所載下同



高廿一又四分
黒草ヲ以包之

紫草

四寸

三寸

四寸四分

以黒漆書之

白三嶋大明神

此間文字皆剥落

三寸

麻糸不漆

此節之如也

麻糸損失

此亦文字剥落

奉納俵夫一子三嶋大明神御宝殿

三寸

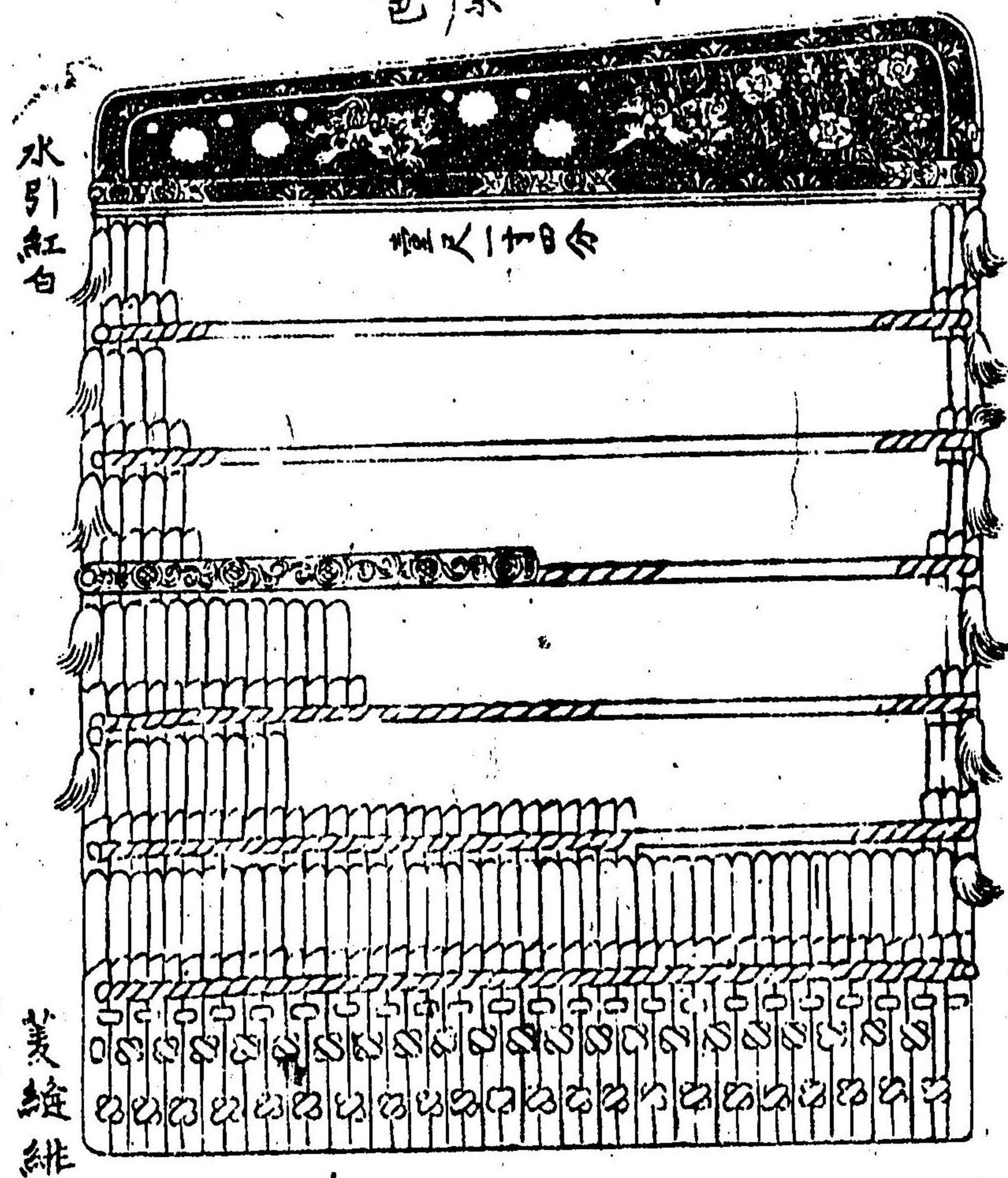
細麻糸損失

麻糸卷之不漆 角

集古十種中載ル所數多共ニテ奉ルノ

同社藏河野通信鎧袖圖

緋威
 金小扎
 四目板花田糸
 ヲ以テ威
 金物總金
 包草藍地
 白文花圓紫
 伏組五色



水引紅白

和久十郎

美縫緋

龙文字薙刀二尺六寸 松山少将定長公ノ奉納

國吉太刀 二尺三寸

義政公湯瓶 國出集古十種

紺紙金泥法華經 高倉院宸筆

同 無量壽經 同

同 觀普賢經 同

紺紙金泥法華經 空海筆

同 無量壽經 同

同 觀普賢經 同

同 仁王經 最澄筆

同 般若心經 頼朝公筆

此外神鏡佛經甲冑弓箭有銘無銘太刀刀銅器寺杖奉之次

○三小嶋

三島の西南に在る所の小島是るを縁起云光仁天皇御宇宝龜十年勅

命ニ依テ三島拱社七島中ニ宮造別ニ諸山積ノ神德ヲ伊豆國如茂郡

鎮座同年八月十七日三島ノ西南海辺ニ三小嶋出現ス諸人不思議ノ

思ヲテ當社ニ群集ヲ為ス事夥シ是偏ニ大山積大明神ノ神德ノ靈

也ト崇ノ敬フトシテ也△

按ニ島々名よりして之附會の事ありと云ふニ島風土記御島
とありて明神の坐島を稱して之を三の義とあり

因云古昔山ありの一夜は出現し如く之を雲霧の晴の如く世人の眼

より始てありし事を誠ハ出現よりす本朝通鑑は孝靈天皇元年

近江國地圻湖水満而富士山出たり然れも萬葉集亦入歌

天地の是れ一時的に神はてちりてき駿河の富士の高根

り富士ハ元來天地開闢の始よりあり此御世に出りしものなり

がゆゑなり

續古今和歌集上

順徳院御制歌

くさくさぬ山名もさかたにの山崎の秋のふき

るる岩城島よみし御初るる

○岩城島

三島の東弓削島の北に在る古き塩田多し名所なり

名寄 夫木

洞院左衛門督

いれ海岩城のもち我らあつちあつちのいれ海岩城

同

洞院九大臣

いれ海岩城のもち我らあつちあつちのいれ海岩城

新撰六帖

夜の三内大臣

いれ海岩城のもち我らあつちあつちのいれ海岩城

○誕生石

大島泊村の海濱に在り石面は胞衣のし見ると土俗相傳三島明神誕生玉ひ跡るをいふは産婦此石より産む時必奇驗あり云

島人毛利玄策村民と共に謀て碑を立ぬれは碑文を請ふし書て與ふその文曰

誕生石之碑

石在大島泊村海畔相傳三島明神所降誕之處因名之曰誕生石妊婦上躰難分身者祈焉則往有驗云然而久埋没於沙石中人或不知之矣一日京師僧大應過之作詩以視於本莊邑人毛利玄策其詩曰神德堂三島宮至今天下仰威風可憐太古安産石埋却泊村沙土中玄策覽而嘆曰異鄉人猶如是村民豈可不愛乎於是募島人以建碑請余記之
銘曰

神之所降 維石如盤 婦人是禱 生産以安
濤琢砂磨 啟德無元

安政五年歲次戊午十二月 本州今治半井法橋梧菴撰

按三島縁起は推古天皇瑞正三年春明神伊豫國追戸浦上頭と給ふ
とて追戸浦ハ大三島東南の海濱にして泊村ハ位ハ海と隔り
當時胞衣の付る石をとりて之を傳へて之を明神箇
現身の神を産出せしむるは此の由なり古來相傳
て今も奇瑞ありし頃の神徳の盛る故なり後世流の神の
一時風靡すも此の程も消去せしむる成りしは一日と
同くして流るる也

○能島城堰

大島宮窪村の海上に在り河野氏の將村上兵部太輔と云人の城跡を能
島末島因島の三家ハ数代船軍練磨して毎々軍功あり後世の兵家
船軍の事と説く者此三家に依ると云俗に三嶋流と稱する是を

南海治乱記云豫州海島城ニ能島村上兵部太輔岸城ニ村上河内守
久留島ニ久留島信濃守院島ニ村上隼人ニ神島ニ神修理進與居
島ニ得居播磨守寺也嶋大なる居城アリ嶋小なる不知其数

○伊方神社

按因篤ハ今廿安藝國隸ル其昔伊豫國越智郡ニ屬ル也
伊方嶋の伊方村に立せる祭る所ハ天目一箇神なりと云り

此處の村民ハ一眼するに小なりと社司某ものこと云

三代實錄曰伊豫國正六位上伊方神授從五位下

舊蹟考云頭書の方當作豫と云方ハとの誤

按天平神護二年伊豫神授從五位下と云此時を七十八年以前

るとば伊方神の誤ハハ云

○津島神社

津島の山上に立せり俗に津島大明神と名く所祭瀬織津姫なり云

三代實錄曰仁和元年二月十日丙申授伊豫國正六位上德威神門島神宇

和津彦神並從五位下

民部帳曰越智郡門島神社或津島神田六十二東二字田觀松日古香殖

稻命御宇三年戊辰所祭瀬織津比咩也有神戶部巫

抑此門島神社ハ源と云り分と云り舊蹟考又完戸大成地

永村所存戸嶋社是るんとと猶と云り定と云り玉

井春枝民部帳の殘闕本見出越智郡と云り語

津島神ハ定つ民部帳の言人考と云り猶德威

神の所在詳和津彦神必宇和郡存其外國史

見詳ぬ神の御名九附録す

○墓邊神 ○雄郡神

三代實錄曰元慶四年七月八日授伊豫國無位墓邊神雄郡神並

從五位下

うく正史よりして位階上人授王へは神の神社もすうりゆのまは神名
 としよ人のまはるるいふいふいふ思ふに抑せぬりやまの人情
 としよくまはるる皇國の神とて他國の神とておのれおのれあはるる
 としよ大己貴命少彥名命二柱の神は田作りとて教へ置てしよ玉
 ひく國民を救ひ玉しよ此二神とておのれおのれあはるるて唐土の神農
 としよ角有て獸あはるる神とて祭をばりて夫望の薬師あはるる佛と
 おり又ハ武甕槌神布都主神あはるること武神も宗教も學制
 支天あはるる子のまも有てくはるる神とて祀を或ハ牛頭天王とて頭は
 角有て牛の如くおのれ彼天皇の學子訶陀國のへくす悪て妃はまの
 るとて嘆悲しよのゆき神とておのれおのれあはるるて天地は

りてあはるる八百萬の神ははるる皇國の幸と守り給へぬはるるて他國
 の神とて祭をばりて神とて志りハ神のまはるるんはるるんはるるんは
 心行んくはるる神の御名とて考案をばりて
 是即ち皇國の幸とて太平の御世は報奉はるるんはるるんはるるんは

○大濱八幡宮

大濱村に在りて祭は越智氏の祖小千御子とて云抑らの小千御子
 とて人ハ彦狭島命の子とて越智國造乎致命とてはるるんはるるんは
 八幡宮とて合祭とてはるるんはるるんは八幡宮と稱しはるるんはるるんは
 八月十五日と祭日とて二名集はるる八月七日勝岡八幡と同日とてはるるんは
 輿三躰有ると一躰ハ大島棕名村は渡とて仲戸の渦に沈て失ひはるるんは

あねをそ今此渦と八幡渦と云

豫陽盛衰記云當國大濱八幡宮八千御子ノ靈ニテ河野ノ尊崇

他ニ異ナリ

又云小千御子ハ其本皇孫ト云ヒ明神ノ分身ト云ヒ又勲功莫大也敢て日本
武ニカヘキヤトテ八幡宮ト称セ元則深躬へ宣下有云

按八幡宮ハ應神天皇ノ神号なるを小千御子といふ勲功もなると

宣下りぬと云ふは盛衰記より以魚杵言の説多し固信す

足らば但諺集云或曰大宮若宮船越勝岡其外諸社余所ノ神

八幡より類多し然るも八幡ノ号する不審也答曰天正年中河

野ノ末より通生以来豊後大友義統が旗下りて其頃大友ハ外宗

門あり神社佛閣と亡バ但八幡宮武神あり依て除之多の諸社八幡
の額を掲て其禍を避く當地も通生以来國中の裁断大友が下知
随ふ依てこれか往々舊号ノ帰寸も有之と云実よりと云ふ
此八幡もそのもひるなり

○伊賀山

大濱村湊山は在り新田氏の驍將篠塚伊賀守世田城留て此所を船
乗り沖島に隠て身と終依て此処と伊賀守と名くと云今ハ砲臺と云

つきて大砲試の場所と云ふなり

○篠塚伊賀守墓

今治の海上沖島に在り一社の傍に苔むし五輪塔是也